

平成25年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成25年9月11日（水曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

| | | | | | |
|----|---------|---|-----|-----------|---|
| 1番 | 川 村 成 二 | 君 | 10番 | 鈴 木 良 道 | 君 |
| 2番 | 岡 崎 勉 | 君 | 11番 | 小座野 定 信 | 君 |
| 3番 | 山 本 文 雄 | 君 | 12番 | 矢 口 龍 人 | 君 |
| 4番 | 田 谷 文 子 | 君 | 13番 | 藤 井 裕 一 | 君 |
| 6番 | 小松崎 誠 | 君 | 14番 | 栗 山 千 勝 | 君 |
| 7番 | 加 固 豊 治 | 君 | 15番 | 山 内 庄 兵 衛 | 君 |
| 8番 | 佐 藤 文 雄 | 君 | 16番 | 廣 瀬 義 彰 | 君 |
| 9番 | 中 根 光 男 | 君 | | | |

欠席議員 なし

出席説明者

| | | | | | |
|-----------|---------|---|-------------------|---------|---|
| 市 長 | 宮 嶋 光 昭 | 君 | 環境経済部長 | 根 本 一 良 | 君 |
| 副 市 長 | 石 川 真 澄 | 君 | 土 木 部 長 | 山 本 恵 美 | 君 |
| 教 育 長 | 菅 澤 庄 治 | 君 | 会 計 管 理 者 | 石 塚 英 幸 | 君 |
| 市 長 公 室 長 | 高 田 忠 | 君 | 消 防 長 | 井 坂 沢 守 | 君 |
| 総 務 部 長 | 木 川 祐 一 | 君 | 教 育 部 長 | 金 田 康 則 | 君 |
| 市 民 部 長 | 根 本 光 男 | 君 | 水 道 事 務 所 長 | 田 崎 清 | 君 |
| 保健福祉部長 | 木 村 正 美 | 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 小 松 崎 昇 | 君 |

出席議会事務局職員

| | | | |
|-------|-----|---------|-----|
| 議会事務局 | 局 長 | 君 | 山 悟 |
| " | 補 佐 | 乾 文 彦 | |
| " | 係 長 | 坂 本 敏 子 | |
| " | 係 長 | 杉 田 正 和 | |

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 川 村 成 二 議員
- (3) 佐 藤 文 雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 川村成二 議員
- (3) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

| 通告順 | 通告者 | 質問主題 |
|-----|-------|----------------------------------|
| | | (質問の区分) |
| (1) | 小松崎 誠 | 1. 選挙の投票率向上及び経費削減の改革について |
| | | 2. 職員の街づくりに対する意識について |
| | | 3. フラワーロードの充実と活用について |
| | | 4. 子どもたちの安全を守る取組みについて |
| | | 5. 環境美化条例改正について |
| (2) | 川村成二 | 1. 防災への取り組み状況について |
| | | 2. 防災に係わる人材育成について |
| | | 3. 運動公園の運営と市民が利用しやすい環境づくりについて |
| | | 4. 教育振興基本計画について |
| (3) | 佐藤文雄 | 1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について |
| | | 2. さくら保育所の廃園について (総合的な子育て支援について) |
| | | 3. プラチナタウン構想について (介護保険制度上の問題) |
| | | 4. 向原土地区画整理組合事業について |
| | | 5. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を) |

開議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。したがいまして、法令等を遵守していただきますことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明に答弁することを求めま

す。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

皆さん、おはようございます。

初めに、2020年に開催されるオリンピックが東京に決定いたしました。我が議会もオリンピックの東京開催に向けて議決要請したこともあり、大変喜ばしいことと感激しております。この喜びは、日本のチームワークのたまものであり、これを契機として日本経済のさらなる成長と被災地の復興が加速することを心よりお祈り申し上げます。

平成25年第3回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

2011年3月11日の大震災後、当市の本会議は長い間、仮設議場により開催しておりましたが、やっとここで議場棟が復旧され、この9月定例会より使用開始されることとなりました。我々議会としても、心を新たにし、より一層、議会としての使命を果たしていきたいと考えております。議員諸侯も同じ考えだと思います。

あわせて、いまだに復旧が進まず、不安定な環境にある方々も多数おられることと思います。一日でも早く安定した生活に戻れることを心よりお祈り申し上げます。

さて、この議場改修に当たっては、議会としてもさまざまな観点から要望、要請を行い、それらが各所において反映されております。そこで、今後の行政の仕事に役立ててほしいという観点から、社会的障壁という言葉を例にとって、冒頭にご提言申し上げます。これは質問ではありませんので、答弁は結構です。

社会的障壁を少なくするため、さまざまなバリアフリーがなされておりますが、これらの多くのものは、健常者から見たバリアフリーなのです。例えば、視覚障害の方にとっては、30センチの邪魔な階段は、白いつえを使っていれば事前に検知できますから、越えていくこともできます。でも、1センチの小さな段差は、つまずいてしまいます。ところが、車いすを使用している方にとっては、1センチくらいの段差は乗り越えていけますが、30センチの段差があった途端に、もうお手上げです。また、黄色の誘導ブロックは、視覚障害の方には役立っているのですが、車いすの方が、線の間に車輪が入ってしまうと、出られなくなってしまうこともあります。つまり、この障壁は、人それぞれ障害の種類、程度によって異なるということなのです。

我々はどうしても、何かをしてあげなければならないと考えてしまいがちです。それが、思い込みによる勘違いとなることもあるのです。大事なことは、障害を持った方が社会参加するためにはどのような手助けができるのかと考えることです。このような考え方、つまり、相手の立場に立った行政運営が必要であると感じております。この相手の立場に立った行政運営をご提言申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

初めに、選挙の投票率向上及び経費削減の改革について質問いたします。

投票率が低い要因として、若年層の選挙意識の低いことがメディア等でも指摘されております。つまり、投票率を上げるためにには、若い人たちの選挙に対する意識をどう高めていくかであります。全国各地でこれらに対しさまざまな対策が講じられており、当市においても若者に対する何らかの啓発が必要ではないかと考えます。

選挙に要する費用として、多額の経費がかかる要因の一つとして、職員の時間外費用が上がられます。この経費を活用した事例として、東京都や札幌市、仙台市では、若者に投票立ち会いや開票作業をしてもらい、選挙に対する意識を啓発し、かつ、経費削減の一助としております。今回の参議院選挙では、日立市が夏休みに限って高校生のアルバイトを採用した事例もあります。仮に若い人に事務を任せることに不安があるならば、ベテランの退職職員の活用なども考えられるのではないかでしょうか。

一方、開票事務では選別や集計、判定に時間がかかり、大変遅くなってしまうとも伺っております。次の日、職務も考えますと、職員の過労勤務の防止策にもなるのではないでしょうか。

そこで、①として、投票率向上の方策を考えているのか、また、若者を選挙に呼び込む対策を検討しているか伺います。

②として、選挙事務で職員に対する時間外手当は平均でどれくらい支払っているのか伺います。

次に、③として、アルバイトを雇用し、投票事務や開票事務を行った場合、どれぐらいの経費となり、どれくらい効率化ができるのか伺います。

④ほかの自治体で行っている選挙経費の削減対策の認識、さらには事例などがあつたら伺います。

次に、2番目の職員のまちづくりに対する意識について質問いたします。

当市は、残念ながら、新たなアイデアや新たな地域づくりが少ないと考えます。その原因は、さまざまな提案を受けとめる姿勢や体制が整っていないからではないでしょうか。つまり、ボトムアップを育てる姿勢が必要であると考えます。

地方分権が進展する中で、職員によるさまざまな研究会等を立ち上げ、地域振興の方策を研究しないと、周辺地域から立ちおくれ、時代に取り残されてしまうのではないかと大変危惧しております。そのような意味では、ワーキンググループとして、さまざまな分野について研究する必要があるかと考えます。その研究については、職員に限らず、議員や市に関連する方々も広く交えて、さまざまな意見を取り入れ、取り組んでいかなければならぬテーマであると考えます。

例えばつくば市は、市民や議員をメンバーに入れたまちづくりの組織、市民ワークショップがあります。これは、自分のまちを発見し、そこから新たな発想を生み出そうというものであります。行政の信頼は、公正と平等を守ってくれるという絶大な信頼があるからであり、そのための是々非々は明確にしなければなりません。そして、説明能力を向上させるための知識をぜひ職員の方々に持っていただきたいと思います。それを養うことができる一つの方法として、ワーキンググループが必要ではないでしょうか。

そこで伺いますが、まちづくりに参加できるような体制をつくる必要性や認識をどのように持っているのか伺います。

次に、③と④はまとめて伺います。

昨年10月、行方市と筑波大学が、第6次産業や健康増進を柱とする協定を締結しました。大学や他団体との連携は、当市にないものを民間に求めるなどして、大きな効果が期待できます。そのことについて他市を調べますと、銀行や企業、また大学等と連携し、福祉や教育などの協定を結び、連携している市町村がいかに多いかと知らされました。地に足のつかない我が市の政策などは、大学教授にお願いしてお知恵をいただき、地についての政策として見直したほうがよいのではないかでしょうか。

そこで、③の他自治体のように大学などと協定を締結したり連携をしている実績はあるのか、また、その認識について伺います。

④の今後、これから連携を検討している分野があるのか伺います。あれば、具体的な説明を求めます。

次に、3番のフラワーロードの充実と活用について質問いたします。

現在、東消防署前の交差点から神立駅に向かう道路わきの花壇には、マリーゴールドが旧霞ヶ浦町の時代から長年にわたって約5キロの区間に植えられており、「かすみがうら花のみち」として多くのボランティア団体の皆様に支えられ、道行く人の目を楽しませてくれております。まずもって、私としては、長期にわたり花壇運営を支えてくれた多くの市民ボランティアの方々のご苦労に心より敬意を表するものであります。

そこで、現地を見ますと、ここ近年、いろいろな変化があり、きれいに整えられている区間もあれば、耕作放棄地のような雑草が生い茂る区間、植木を植えている区間などさまざまあります。また、長年にわたり1種類の花では寂しいとの意見も、多く市民から寄せられております。今後、この事業については、より多くの意見を伺い、多少なりとも見直しが必要ではないのか。また、そのような時期に差しかかっているのではないかと考えます。この点を踏まえ、まずは今後の花壇運営について、予算や組織運営など今後の展開をどのように考えているのか、担当部署のお考えを伺います。

①として、これまでの経過について、予算の確保状況について、組織運営上の問題点などについて、それぞれ説明を求めます。

②として、フラワーロード事業は、ボランティアの方々の協力により支えられてきましたが、これらを踏まえ、今後どのように展開していくのか、考えがあるのか伺います。

次に、4番目として、子どもたちの安全を守る取り組みについて質問いたします。

今、子どもたちの安全が脅かされております。その危険が学校の登下校時及び学校給食にあることは、大きな衝撃です。私たちは、何としても子どもたちの安全を守り切らなければなりません。

ことし6月28日午後1時40分ごろ、東京都練馬区の小学校の正門近くで、集団下校中の小学1年生児童3人が、乗用車からおりてきた男に刃物でいきなり切りつけられました。事件の際には、下校を見守る71歳の男性と犯人とのもみ合いがありました。その逃走した男は、銃刀法違反容疑を視野に取り調べを受けております。

近年、不審者による学校への侵入や登下校時の連れ去りなど、子どもが被害者になる事件、事故が凶悪化、多発化しております。

そこで、児童生徒の登下校時の安全確保についての対応策について伺います。

②の学校給食における誤飲、異物混入などの事故防止対策について伺います。

これも、ことし6月27日、札幌市的小学校で、特別支援学級の2年生の男子児童が、給食に出たプラムの種をのどにつまらせ、死亡するという痛ましい事故がありました。発生時にいた教師2名は、1人がはき出させようと努力し、もう1人が校長等に連絡、その後も掃除機による吸引やAEDを使用するなどの処置がなされました。その時点では、誤飲時の具体的な対処法を定めたマニュアルはなかったようあります。

また、学校給食の事故としては、鉄製ボルトやカッターナイフの破片などの異物混入事故が多発しており、看過することはできません。

関係者の認識をお聞きするものであります。

次に、5番目として、環境美化条例改正についてであります。

私はことし6月の定例会においても質問いたしましたが、市街地における空き地の雑草などに対して、市民から対策を望む声が多く寄せられております。雑草管理において代執行を行えるようにするとか、旧千代田町で行っていたような委託の仲介をするなどの条項を追加する考えがあるのか、再度伺います。ぜひ前向きな答弁を願うものであります。

最後に、②の犬のふん便について、その防止対策はあるのか伺います。

多くの飼い主は、犬の散歩時、ふんを処理するための袋などを携帯していますが、そうでない人も見受けられます。犬を飼うマナーとしての責任ある行動が必要と思われます。

当市としましては、犬の飼い方についてどのような啓蒙をしているのかお聞かせください。さらには、放し飼いなどについてもお答えできれば、あわせてお答えください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

小松崎議員の質問にお答えします。

1点目、選挙の投票率向上及び経費削減の改革については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、職員のまちづくりに対する意識については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目、フラワーロードの充実と活用については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、子どもたちの安全を守る取り組みについては、教育長からの答弁とさせていただきます。

5点目、環境美化条例改正についてお答えいたします。

最初に、1番、雑草管理の代執行や委託の仲介についてお答えいたします。

空き地の雑草の繁茂による市民の生活環境への対応としましては、現地調査や文書による助言、

指導を初め、必要に応じシルバー人材センター等を紹介するなどして、適切な対応をお願いしております。このように、連絡がとれた方の多くは適切な管理に結びつけられており、根気よく連絡先を捜し、助言、指導に努めているところであります。特に連絡がとれない所有者への対応が課題となっております。ご質問にありました代執行につきましても、手続上の条件や課題がありますが、現在、条例化も視野に入れて対応を検討しているところですので、ご理解をお願いいたします。

次の2番、犬のふん便の防止対策については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。
以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

小松崎議員のご質問の4点目、子どもたちの安全を守る取り組みについてお答えいたします。

最初に、1番、児童生徒の登下校につきましては、学校において安全の指導に対する徹底を図るとともに、学校、保護者、地域並びに関係機関が連携を深め、一体となって取り組むことが重要と考えております。

当市におきましては、登下校の子どもたちを見守るために、交差点での立哨指導やあいさつ運動、防犯パトロールなど、PTAや地域ボランティア等を中心として取り組んでいただいております。登下校の安全対策につきましては、さまざまな事件や事故が想定されますので、地域みんなで子どもたちを見守る地域の目が大切と考えております。引き続いて、各学校に呼びかけることはもちろんのこと、PTA組織等や地域の住民に対しても、子どもたちを見守る地域の目になっていただくよう、働きかけを行っていきたいと考えております。

次に2番、学校給食時の事故防止対策についてお答えいたします。

学校給食で児童生徒が食べ物を誤飲してしまう事故につきましては、先ほど小松崎議員がご指摘のように、札幌市内の小学校において発生して、死亡してしまうという痛ましい事故が起きました。

当市におきましても、これらの事故が起きないように、担任が一緒に給食をとりながら行う給食指導をしておるところではございますが、誤飲などの事故の可能性はあると認識しておりますので、教職員に対する救命救急講習の受講を含め、安全の徹底について指導してまいりたいと考えております。

また、学校給食における異物混入につきましては、絶対にあってはならないことだと考えております。学校給食におきましては、衛生管理の徹底はもちろんのこと、ふだん使用している調理器具——包丁などの破片が入っていたというようなこともございました、他のことですが——などの日常点検を行って、事故の未然防止に努めているところでございます。

今後も、児童生徒が安心して学校給食を食べることができるよう、食材の安全管理や調理器具の点検、調理業務の衛生管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

小松崎議員の1点目、選挙の投票率向上及び経費削減の改革についてお答えをいたします。

最初に、1番、投票率の向上のための方策等についてお答えいたします。

現在、当市選挙管理委員会が投票率を向上させるために取り組んでいる事例としましては、1つ目として、期日前投票所の設置でございます。以前は、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎の2カ所で実施をしておりましたが、21年から働く女性の家を追加し、現在3カ所に設置をしており、投票時間は、ご承知のとおり8時半から午後8時までとなっております。また、期日前投票システムを導入しておりますので、有権者の方は、3カ所のいずれの投票所においても投票することができるようになっております。また、投票所内においては、期日を守ることは当然でございますが、有権者が投票に来やすい雰囲気づくりにも努めているところでございます。

2つ目、選挙公報の発行でございます。

公職選挙法においては、国政選挙、知事選挙以外の選挙における選挙公報の発行は任意ということにされておりますが、当市においては、市長選挙及び市議会議員選挙においても選挙公報の発行を行っておるところでございます。

さらには、ショッピングモール等で選挙管理委員さんが有権者に啓発チラシ等を直接配布し、投票の呼びかけなども行っているところでございます。その他、広報車、ホームページを利用しての広報活動を行い、投票率の向上を図っているところでございます。

若者の投票率向上の対策としましては、以前に取り組んだ事例としまして、当市主催の成人式において模擬投票を実施したということがございます。

今後としましては、若者、特に中学生、高校生への選挙の関心を得られるような事例に取り組むことも検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、投票を済ませた方への景品等を進呈してはとのご意見もいただいておりますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番、選挙事務における時間外手当の平均額についてお答えいたします。

昨年12月に執行された衆議院議員総選挙の時間外手当の総額は972万円で、1人当たりの平均時間単価は2511円となっております。また、本年7月に執行された参議院議員通常選挙の時間外手当の総額は880万円で、1人当たりの平均時間単価は2487円ということになっております。さらに、9月に執行された県知事選挙の時間外手当は、支出の見込み額で総額700万円を見込んでおりますが、1人当たり平均時間単価は2500円を見込んでおります。選挙当日の1人当たりの時間外平均額は、午前7時からの投票事務と午後8時からの開票事務を合わせますと、3万7500円ぐらいになります。

次に、3番、アルバイトを雇った場合の経費削減の試算についてお答えいたします。

投票事務におけるアルバイトの雇用につきましては、投票業務においては、受け付け業務12時間、それから開票業務においては、選別業務1時間が考えられます。人数的には35名程度が見込まれ、単価としましては、人材派遣とした場合、諸経費を含め1時間当たり1200円程度ありますので、概算で約55万円の経費となり、市職員平均単価からの差額を計算しますと、59万円の差

額ということになります。

ただし、選挙事務におきましては、臨時に雇用し従事していただくことは、選挙の確実性、迅速性の観点から十分な議論が必要と考えられますので、各市の選挙管理委員会によっての判断もさまざまな状況であろうかと思います。

次に、4番、選挙経費削減対策の認識についてお答えいたします。

他の自治体における経費削減対策としましては、読み取り分類機の導入や投票管理システムの導入、開票作業の効率を上げるための開票作業テーブルの分割化、投票区の区割りの見直し等が行われておるようでございます。作業の機械化、効率化による作業時間の短縮によって、人件費の削減を図っているようでございます。

当市選挙管理委員会としましても、他の自治体同様、読み取り分類機や投票管理システムの導入を行っておりまして、作業時間の短縮を図り、選挙経費の縮減とともに、より早い選挙結果の公表に努めているところでございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

2点目1番、まちづくりに関する職員の研究グループについてお答えいたします。

ご質問の職員の研究グループにつきましては、市政に関する職員の自発的な研究活動を通じ、職員の能力開発や研究成果の市政への反映などを目的としまして、活動経費に対する一定の助成を行うなど、幾つかの自治体で制度を設けている状況でございます。

当市におきましては、職員提案制度の中でこうした制度創設の提案があったことや、職員の人材育成基本方針において制度の必要性を掲げていたことから、職員研修の一環として、平成20年度から自主研究グループへの助成制度を導入し、職員に対して、毎年度、総務課から応募を呼びかけているところでございます。しかし、これまで応募がないのが現状となっております。

次に、2番、市民がまちづくりに参加できるような体制をつくる必要性や意識の有無についてお答えします。

近年の厳しい社会情勢の中、限られた財源や人員で、高度化、多様化する住民ニーズ、さらには新たな行政課題など、すべてに迅速かつ適正に対応していくことは、なかなか難しい状況になっていくだろうと思っております。そこで、市民の皆様には、行政サービスの受け手としてだけではなく、まちづくりの担い手としての思いを持っていただきまして、我々行政とともに取り組んでいただきたいと考えております。

市民と行政の間で正しい協働の関係を築いていくためには、まず、市民の皆さんに行政に関心を持っていただき、市が現在どのような行政運営をしているのかを説明すること、逆に行政が、市民の皆さんのが本音の部分でどのように考えているのかを掌握することが重要と考え、平成23年度にはまちづくりミーティング、平成24年度、25年度は市政懇談会を実施いたしました。当初は、参加者が少ない、意見が少ない、問題はありましたが、去る8月21日から27日まで5会場で開催した今年度の市政懇談会においては、若干ですが、参加者も増加しまして、市民の皆さん

からの意見も活発に出され、大変意義がある市政懇談会になったと感じております。まだまだ改善しなければならない点は多々ありますが、これらを改善しながら今後も継続していきたいと考えております。

なお、当然のことながら、市政懇談会の際に市民の皆さんから出された意見や提言は、でき得る限り市政に反映するよう努めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、3番及び4番、まちづくりにおける大学等との連携の実績とこれからの検討分野についてお答えいたします。

近年、産学官連携などとして、企業や大学、研究機関、自治体などが連携して、さまざまな地域問題の解決に向けた取り組みが各地で行われておることは、ご指摘のとおりでございます。こうした連携には、経営的なノウハウ、蓄積された研究実績や知的財産など、それぞれの得意分野をネットワーク化し、役割分担することによって、それがメリットを享受しながら、地域や経済の活性化に結びつけられる効果があると考えられます。

市としても、地域振興としての効果ばかりではなく、内部的に専門性の劣る分野への対応や、外部の客観的意见などをいただくことにより、職員自身も新たな発想、能力が身につくのではないかといった効果もあるだろうと考えております。

当市における大学との連携の一例を申し上げますと、大分以前のものになりますが、総合計画の基本構想の策定の過程においてアドバイザーをお願いした筑波大学の教授を通じまして、筑波大学の大学院生のグループが、当市をフィールドとしましてまちづくり研究を実施し、その成果をまちづくりフォーラムで発表していただきました。市民の皆様からの意見や提言とともに、計画策定に活用した経過がございます。

また、周辺市町村とも連携した取り組みとして、最近では、茨城県と当市を含む関係市町村で構成する霞ヶ浦環境創造事業推進協議会においては、ソトモノ目線の活用事業として、清泉女子大学や筑波大学との連携により、地域の魅力の再発見と発掘を通じ、新たなニーズの調査、開拓につなげようと取り組んでいる事例もございます。

このような大学との連携による事業推進は、包括的あるいは個別での方法、協定を締結するといった方法などがございますが、何よりも市民の皆様のメリットにつながることがポイントになろうかと思います。

今後は、例えば、各種計画策定における委員に学識経験者としてお願いする大学の先生などに相談するなどして、まずは、各部門において事業ごとに可能性を探り、推進していかなければと考えております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、3点目1番、フラワーロードのこれまでの経過及び予算計上の状況、協力いただいている組織、また運営上の問題点についてと、2番、今後の方針について、一括してお答えいたします。

まず、かすみがうら花のみち事業については、平成8年度から始まった町道0109号線、現在の市道⑦0109号線の改良工事の際に、歩道部に花壇をつくってほしいとの要望が新生集落からありました。当時の町といたしましては、その要望を受けて、道路改良工事と並行して花壇を施工し、平成10年3月から、新生集落の方々と環境美化ボランティアの手により植栽を始め、現在、市緑化推進協議会が中心となり、マリーゴールドの植栽及び管理を実施しているところでございます。

今年度の運営状況をご説明申し上げますと、平成25年度の運営費は予算額で約300万円となっており、この中には千代田地区の運営費も含まれております。霞ヶ浦地区のフラワーロードの主要な運営費の内訳としましては、事業費、花の苗代と耕起代で97万6000円、また委託料として、これはアベリア植栽とその中の除草の費用でございますが、25万5000円、また、水道代で15万が主なものとなっております。

協力団体数でございますが、今年度は87団体が協力していただいており、花壇総数273カ所のうち219の箇所を植栽しております。残りの54カ所につきましては、協議会管理によるアベリア植栽が45の花壇、また協力団体不在の花壇、いわゆる空き花壇が9カ所になっております。平成24年度と比較しますと、団体数は1団体ふえておりますが、一部の協力団体から、植栽花壇を減少してほしいという要望があったことから、植栽花壇数は23カ所の減となっております。

運営上の問題といたしましては、高齢化による協力団体の減少、また、減少に伴う空き花壇の管理方法などが上げられます。

今後の方針といたしましては、運営当初と比較すると協力団体が減少していることから、昨年から引き続き空き花壇へのアベリアの植栽による管理と、また、市ホームページ及び広報紙等を活用した協力団体の募集を継続しつつ、今後の運営方針について、緑化推進協議会の意見を踏まえながら実施したいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、5点目2番、犬のふん害の防止対策についてお答えいたします。

犬の飼い方につきましては、公共の場におけるふんの放置やしつけ等の状況を踏まえ、広報紙及びホームページにより、適正な飼い方等の周知、啓発を行っております。毎年実施しております狂犬病の予防接種時においても、すべての飼い主の方に「犬の飼い主のルールとマナー」のチラシを配布し、散歩中にふんをしたときは、必ず持ち帰り、適切な方法で処分するよう周知しております。ふん害の多い場所につきましては、ふんの後始末を啓発する看板を設置し、防止に努めています。

また、茨城県におきましては、平成22年度から10月を「飼い主マナー向上推進月間」と定め、「あなたの街を犬のふんゼロ・放し飼いゼロにしよう」をテーマに置きまして、街頭キャンペーンや巡回指導、しつけ教室等を開催し、県下一致に啓発活動を実施している状況です。

今後におきましても、茨城県や獣医師会等の関係団体と協力し、継続的に犬等の動物の飼い主の方のマナーの向上を図るため啓発活動を続けてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の1です。先ほど総務部長の答弁では、さまざまな選挙投票率の向上に努めているという答弁がありましたけれども、かすみがうら市の昨年の衆議院、ことしの夏の参議院、それから先日行われた知事選の投票率と、その県内での順位を教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

申しわけございません、ちょっと資料、手持ちございませんので、後ほど提出をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

じゃ、それは後でお願いします。

それで、経費節減と、それから若者のアルバイトを募集という、これ一石二鳥の方法だと思うんです。これは質問の趣旨を総務部長のほうにも伝えてあるとは思うんですけども、その時点で、他の自治体のそういう募集要項なり、調べたことはありますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

先ほどご質問の中で、日立市という事例を出していただきました。その細かい要項までは調べてございません。新聞記事で確認をしたというところでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これからでいいんですけども、ホームページとかそういうところにも、いろんな自治体のアルバイト募集要項とか具体的に載っているんですよ。投票事務だけできる方とか、開票事務だけ希望するとか、そういうふうにいろんな参考になるものが、実施しているところにはあるわけです。ぜひともこれは参考にしていただいて、今後の投票率アップと経費節減ということを努力していただきたいなと思います。

それで、1つだけこのことについて、先ほど部長の答弁では、投票しやすいような雰囲気づくりに努めていると、こういうお話をされたけれども、私はずっと期日前に行っているんです。そのとき思うんですけども、意外とプレッシャーなんですよ。選挙当日は何で来れないんですかというような理由を必ず聞かれるんです。これを仕事と言ったり、用事があるからとか、そういう丸をつけるところがあるんですけども、これは意外とプレッシャーで、聞かれると自分でもどきっとしちゃうんです。私はいつもそういうとき言うんですよ。いや、投票当日生きているかどうかわからないんだと、自分の一票行使するために健康なうちに投票に来ているんだと、こう言うんですけども、これ、職員の方の聞き方も、一生懸命やっていらっしゃるとは思うんですけども、意外と威圧的に聞こえてくるんです。

ほかの自治体では、投票券、用紙ですか、その後ろに理由を書いて、丸つけるだけにしてあるんですよ。そういうところもあると伺っています。それで、当日はその投票券を持っていけば、担当者は後ろを見て、仕事なら仕事のところに、その宣誓書ですか、そこに丸を転記して、お名前だけお願いしますと、こういう形でやっているところがあるみたいなんです。ですから、そういう形に持つていけないものかどうか。

もう一つは、期日前に来る人は、何も投票日に来たくなくて行くわけじゃないわけです。本当に用事があったりするわけですから、もう投票率アップのために、来ていただいている市民なんですから、最敬礼で、よくぞ投票に来てくれましたと、帰りにお土産、ティッシュですけれども持ち帰ってくださいとか、こういうものができないものか、ちょっとお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

期日前投票の関係でご質問をいただきました。

現在、期日前投票のときには、宣誓書につきましては、パソコンの中から様式を出し、住所とか生年月日、必要事項は、その中で、パソコンの中で記載されて出てくるスタイルになっています。当日投票に行けない理由もそのパソコンの中へ取り込みますので、そのときに職員が、投票に来られた方に、当日はどのようなことでしょうかという問い合わせがなされております。

ほかの市で、確かに議員おっしゃるように、入場券の後ろに宣誓書そのものがもう書いてありますし、そこへご自分で記載いただいて、それを出してもらうと、それ自体が宣誓書になると。改めて機械から打ち出すとか、そういうことがなされない市もございます。

ですので、当市としましては、聞かない、そうすると、投票される方に、署名、名前ですね、名前と、あと当日来れない理由を見せていただいてそこで書いてもらう、言葉にしないやり方もあるのかなというふうに思いました。それと、入場券の後ろに印刷をしますと、どうしても入場券自体が少し大き目になりますので、紙を減らすというか、そういうことから考えると、今やっている中では、署名と、理由に丸をつけていただくと、その場でつけていただかなくちゃなりませんが、そうすれば言葉に出さないで済むのかなというふうに思っております。

それから、景品といいますか、そういったものは、選挙のときに、例えばこの間の県知事選のときにも、ポケットティッシュですね、そういったものが県のほうから配布になっております。投票所は、それぞれの期日前投票所には置いてはあるんですが、気がつかないでそのまま帰っていかれる方も多々あるかと思います。今後につきましては、その辺、十分周知をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

一番いい方法というか、実施可能なことからやっていただきたいと思います。私は、期日前に行っていますけれども、一回もティッシュをもらったことはないです。昔はうちわもいただけたようなこともあったようですが、これは、もらった人、もらわない人、不公平にならないように、できれば、ティッシュをどうぞとか、そういうふうに案内ぐらいはしてくださいよ。

それから、先ほどの職員の期日前に投票に来る市民の方を迎えるその姿勢については、副市長にお伺いします。私が言っているのは無理がありますかね。それとも、そのようにしていくという、そういう気持ちはありますかね。最敬礼で迎える、そういう気持ちが大事だと、そのことについてご意見をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

小松崎議員の先ほどの姿勢の問題でございますが、これは基本的な問題でございますので、気持ちがこもっているかこもっていないかということは、来ていただいた方が敏感に感じることでございます。改めてご質問をいただくまでもなく、当たり前のこととして対応していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

よろしくお願ひします。

次に、2番目の職員のまちづくりに対する意識についてという部分ですけれども、まず、公室長の答弁では、職員の自主研究グループなどを立ち上げて募集しているけれども、全然応募がないと、こういうお話をしたけれども、この募集要項、助成ですね、自主研究グループ助成要綱の中身というか、これ、全職員に徹底されているんでしょうか、お聞きします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ただいまご質問をいただきました、市職員自主研究グループ助成事業ということでございます。対象としまして、4人以上で構成されたグループであるとか、そういったことが決められております。それから、助成額につきましては、1グループについて3万円を上限とするというふうなことでございます。

この事業は平成20年度から実施をしておりまして、前年度に、来年度こういう事業がありますよということで、総務課のほうからインターネットを使って周知を図っているところでございますが、残念ながら、まだそういった手を挙げてこられたグループはないということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 認君）

いずれにしましても、職員のまちづくりに対する意識という、その向上を図るということでは、もっともっと急いでまた啓蒙もしていただきたいと思います。

これは、この中で、大学との協定とかいろいろ質問をしましたけれども、やっぱりこれを調べてみると、筑波大学と提携をしているのは、今、県内では10市ぐらいあるということですね。やっぱり専門知識のあるそういう機関との連携が大事だと私は思っております。ほかの大学でも

県内各市と連携をとっていまして、竜ヶ崎市では流通経済大学に総合計画を依頼しているということです。

それで、当市ではいろいろ課題があるわけですね。できればこういう自主研究グループで検討していただきたいというのがあるわけですよ。それは何かといいましたら、統廃合の学校の活用、まだ全然決まっていませんよね。それから、過疎化対策、これも、若者がどんどん流出しております。耕作放棄地の対策と、それから放射能風評被害対策、こういうものを日々にやらないと、本当に取り残されてしまうんじやないかと私は考えるわけです。そういうものを、本当に、我々も、優秀な職員の方々が知恵を出し合って、また、職員も忙しいでしょうから、その外部からの知恵を拝借してそういうものを解決していただきたいと、そう思うわけです。

特にちょっと感じるのは、職員の方は二、三年で人事異動もありますけれども、ここ近年、宮嶋市長になってからですかね、1年とか2年でかわっちゃうわけですよ。本当に総合職公務員ということでは何でもできるんだからいいとは思うんですけども、やっぱりある程度は、その異動した部署で自分の責任を全うできるくらいの期間は置いていただきたいなと思うんですけれども、市長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員の異動の早いという点ですが、確かにそういう傾向はあったと思います。特に高齢管理職クラスの職員の退職のスピードが速りました。そういうことがあって、確かに、それと相まって、両方ありますて、入れかえが多かったということがあります、こういった自主研究、あるいはまちづくりに対する職員の提言なんかは、積極的に今後受け入れていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ぜひ、地に足のついた作業が、仕事ができるように、市長のほうもご配慮をいただければと思いますので、これは強く要望いたします。

続きまして、3番目のフローラードの充実と活用についてありますけれども、まず、答弁の中で、市の緑化推進協議会というお話をありましたけれども、これはどういう方たちの集まりなんでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

どういう組織かというご質問でございますけれども、市内各地の自治組織、市内各地の団体及び緑化の推進に賛同する方の組織ということでございます。区長、または、今現在ですと、かすみがうら市地域女性団体連絡会、あとは女性団体代表連絡協議会、また老人会、またライオンズクラブ等のメンバーで、現在18人で構成されております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それから、植栽の部分でアベリア植栽とありますけれども、一応、フラワーロードと命名されていて、アベリアというのは木ですよね、草ではなく。これは花の期間というのは長いんでしょうか。また、どういう植物なのか教えてください。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

アベリアにつきましては、調べた中ですと、街路樹とか生け垣として使われるということでございます。別名、ハナツクバネウツギというそうでございます。それで、台湾産と中国産、その雑種が今出回っているということでございます。花の時期といたしましては、冬場を除く5月から10月ということで記載がございます。また、樹高については、50センチから2メーターということでございます。また、関東地方以南の日当たりのよい場所ですと特に発育がよく、また病害虫はほとんどなく、剪定等にもかなり耐えられるということで、また都市公害にも強く、花期が長いということで、公園、庭園、または道路わきの植え込みにも現在使用されているということございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

フラワーロードという名前ですから、常に市民が楽しめるような、そういう企画運営を望みたいと思います。

いつもマリーゴールドなんですけれども、これは四季折々の花というわけにはいかないでしょうから、1年を2回ぐらいに分けて、夏の花、冬の花というんですか、そういうことにするとか、例えば小学校単位での部分を担当していただいて、花の協議会みたいなことをしていただくとか、いろんな方法があると思うんですが、やっぱりこのフラワーロードを活性化させて、市の売り物にしていただきたいなと思うんです。結構、各小学校なんか見ますと、校庭の校舎の周りに、本当に今きれいに花が咲いているわけですよ。そういうものも、意見を聞いて、この緑化推進協議会とも連携しながら、もう少し違った形でフラワーロードの充実をしていただきたいなと思うんですけども、その辺だけちょっとお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

先ほども現状をご説明いたしましたけれども、全体の花壇数が273のうち、45花壇がアベリアということで、そのほかにも空き花壇が今できているというような状況でございます。どういうことが原因かといいますと、ボランティア数の減少または高齢化によって、20近くを担当していましたボランティアの方が数を減らすというような形で、空き花壇とかアベリアがふえている状

況でございます。また、こういう状況ですので、空き花壇がふえた場合にはアベリアを植栽していくというのがまず1つでございます。

またあと、今、小松崎議員さんからありましたように、ボランティアについては毎年募っているわけでございますけれども、学校とかそういう方に対しても、働きかけとか、または募集を工夫しろというようなご意見だと思いますので、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

続きまして、4番目の子どもたちの安全を守る取り組みについて再質問させていただきます。

今、学校、保護者、地域ぐるみで子どもさんたちの安全を確保していると、こういう答弁がございましたけれども、私が思うに、結構、通学路で死角のある部分があるわけです。

ことしの7月14日ですか、これは竜ヶ崎でやっぱり痛ましい事故があったわけですけれども、国道6号線沿いに歩道がありまして、その間に背の高い草があったんです。セイダカアワダチソウかススキかわかりませんけれども、車が往来しているそのわきでそういう事件が起きたという事例があります。

それと同じように、私、一番気になるところがありまして、シティーナさん、マンションの前の缶詰工場の踏切、これは歩道橋がありますけれども、意外と歩道につながる道が狭隘で狭くて、意外と死角になっていると、こういうのがあるんですよ。こういう登下校の安全ということでは、そういう死角をなくすということも大事かと思うんですけども、その認識はおありますか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

死角となるところはたくさんあると思っております。竜ヶ崎のところは、本当に6号国道のすぐわきなのに、草が生い茂っていたこっち側だったので見えなかつたと。かすみがうら市に置きかえてみれば、先ほどのシティーナのところもそうでしょうし、たくさん考えられます。保護者や地域の方のご協力をいただきなければこれはできないことでありますので、ご協力をいただきながらやっていきたいと思っております。通学路点検についても行いまして、危険箇所等も把握しておりますので、それプラスまた死角というようなところも、今後解消するように努めていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは各部署ごとに連携をとっていただいて、土木部で管理しなくちゃならない部分もあるでしょうし、土木部が多いのかな。例えば下稻吉東小学校の西側のため池がございますね。そのため池のわきに、ヨシ原みたいにすごい背の高い草木があって、これは四、五年前に私がお願いしました、それからは定期的に草を刈って、あそこはフェンスがもう壊れていたんですよ。そのまま変質者に児童生徒を連れ込まれたら、本当、中でどんなことをされているのかわからない、そ

ういう状況があるわけですよ。きのう、土木部長に確認しましたら、きょう、入札で草刈りの業務を委託すると、こういう予定になっているというふうに聞いています。

そのように、教育委員会だけでは手がつけられない部分であると思うんです。実際にシティーナのところには監視カメラを設置してもらえないかということで、これは都市整備課ですかね、あそこの公園の管理は。そこに相談しましたら、これは何か教育委員会は聞いていませんか。ちょっとこれは追及するところじゃないのでいいですけれども、ぜひ、そうやって関係部署で連絡をとりながら、子どもたちの安全ということで最優先に協議していただきたいなと思います。これは要望で終わります。

次に、この学校給食の誤飲と異物混入についてなんですかね、これは、当市においてはマニュアルはできているんでしょうか、それだけ伺います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

誤飲については、具体的な記載はございません。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

できれば、現場で混乱しないように、ある程度は、これもほかの自治体ではつくってある場合もあるかと思うので、そういうものを参考にしながら、ぜひつくって各学校に備えていただきたいなと思います。

前にも、6月でしたかね、食物アレルギー、給食の、これで、アナフィラキシー症候群で、ショック性のアレルギー、それを治すのにエピペンが特効薬だということでお話し申し上げましたけれども、このエピペンの打ち方も、そのときは先生方は知らなかつたわけですね。これはこの前質問したので、当然できていると思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

この間、ご指摘をいただきまして、校長会等を通してエピペンについても指導したところでございますが、幸いにも本市には対象の子どもがおりませんので、具体的に担任がこういうふうに打つんだというその実地訓練まではやっていないと、ただ知識だけは得たというところでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

先生方もいろいろと県内は異動するんでしょうから、できれば、これはかすみがうらで教わってきたことだよと、あのまちは本当に子どもたちの安全のためにあらゆる手立てを打っていると、こういうふうにわかるように、できれば機会があつたら実地訓練も含めてマニュアル化していただきたいなと思いますので、これも要望にしておきます。よろしくお願ひします。

続きまして、最後の5番目の環境美化条例についてですが、市長からも前向きな答弁がありまして、私もうれしく思ったんですけれども、市長がこんなふうに前向きに答弁してくれるなんて珍しいなど、これは失言かもしれませんけれども。

これはいろいろ手続上の問題があるということで市長はおっしゃいましたけれども、確かにいろいろあるんですね。ただ、こういう条例化されている市町村を、他の自治体を把握しているかどうか、それを伺いたいんですけども、これは環境部長がいいかな。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

まず、条例化してあるかどうかと、あと茨城県内でございますけれども、確認した中では、その条例の内容まではちょっと確認していないんですけども、回答がありましたのは、水戸市さんと牛久市さんと鹿嶋市さん、八千代市さん、五霞町、境町でございます。

あと、実施に当たってのいろいろな問題点というはあるかと思いますけれども、先般のご質問の中で宇治市のことが挙げられましたけれども、宇治市については、その代執行の条項はありますけれども、実施していないということでございました。

三重県の名張市につきましては、実施しているということでございました。宇治市さんの紹介で確認したわけでございますけれども、実際、手續が始まりまして終わるのというのは大体5月から10月ということで、かなり時間は要するみたいでございます。あともう一つは、代執行でございますから、相手がわからないとだめだし、通知とかそういうものが届かないとだめなのですから、まず相手がわかるというのが1つと、代執行が終わってからは、今度は費用の請求ということで、それについても、いろいろな条件の中で、いただけないのをいただくような形にもなるかと思いますので、それについてもかなりの時間を要するということでございます。名張市については、先ほども言いましたけれども、約5ヶ月は必要だということでございます。1年間で終わらない場合には、次の年にまた草が生えてくるような状態になってから、また仕切り直しというようなこともありました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ここに、空き地の適正管理条例の考え方ということで、札幌大学教授の福士さんという方が述べているところがあるんですよ。ちょっとだけ参考に読ませていただきます。

初めに、雑草の繁茂やごみの散乱などで空き地の管理が不適正になると、景観上の問題が生じるだけではなく、害虫が発生したり、不法投棄を誘発する原因となるなど、住民の安全や生活環境に悪影響を与えるおそれが生じる。国レベルでは、空き地の適正管理に関する法律は制定されていないため、自治体では、1960年代には空き地の適正管理に関する条例を制定してこの問題に対応している。最近でも空き地の適正管理に関する条例が制定されているという序文から始まりまして、条例には2つあるというんです。1つは雑草繁茂対応策です。2番目に総合管理型ということなんです。

雑草繁茂対応型というところには、市長は、管理者が指導助言に従わない場合は、措置命令及び代執行ができると規定している。本条例では、公表や罰則の制裁規定は設けられていない。これをやっているのが、千葉県の市原市とか宮城県の岩沼市などでこういうことをやっている。

総合管理型ということでは、これは、大阪府の泉南市、もう一つは筑西市、県内でね、やってるのが総合管理型で、条例では、市長は、空き地が不良状態であると認めた場合は、当該空き地の管理者に対して必要な措置を勧告し、当該勧告に従わない者に対しては措置命令を行うものとしている。この命令に従わない場合は罰則が科せられる。また、条例上は代執行の規定は置かれていないが、この措置命令は、空き地の管理者に対して雑草の除去等の代替的作為義務を命ずるものであるから、行政代執行法に基づく代執行が可能であると、こういうふうに書いてあるんです。

本当にこれをやっているところがあるんですよ。当市は結構弱腰なんですよね。本当に市街地で雑草が繁茂しているところで迷惑している人はたくさんいるんです。そういう人たちのためにも、地主と連絡がとれない、管理者と連絡がとれないと、こういうことでその執行ができないというのは、ちょっとおかしな話なんです。固定資産税はしっかり取っているのに連絡がとれないと、これもおかしな話なんです。

ですから、ぜひともこれは、空き地の管理は、持ち主の責任においてしっかりと管理をさせると、そういうことを念頭に置いて、条例の改正なり上乗せ条例にしていただきたいと、このように思います。

最後に、犬のふん便ですが、ぜひとも市民のモラルアップにつながる啓蒙をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時27分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

平成25年第3回定例会に当たり、既に通告の内容に従い、一般質問をさせていただきます。

1点目は、防災への取り組み状況についてお伺いいたします。

当市の防災への取り組みについては、これまで一般質問をさせていただきましたが、防災の最上位計画である地域防災計画の見直しを踏まえる必要があるとして、具体的な対応について明

確な答弁がなされないままでした。この地域防災計画については、協議機関である防災会議で昨年から協議が行われ、ことし1月開催の防災会議で協議は終了しています。

しかしながら、1月の最終会議で出された意見はどのように計画に反映されたのか、最終版の地域防災計画は完成したのかさえ、防災会議の委員に対して報告はなく、また、当市のホームページに地域防災計画が掲載されていますが、一切の補足説明もなく、その計画書が見直し後のものなのかさえ知ることができません。

これまでの地域防災計画の見直しを踏まえる必要があるとしてきた市の答弁は、結果として地域防災計画をまとめることのみに注力しているだけで、こうした現状では、市民のための本質の防災計画となり得ていないと言わざるを得ません。

かすみがうら市の防災に対する考えが、いまだ市民へ詳細計画として具体的に開示されていない実態は、当市の防災に対する姿勢を浮き彫りにしています。東日本大震災の経験を教訓として真摯に考えているのか、市民の安全・安心を真剣に考えているのか、防災への財源投入が無駄になっていないかなど、市民の不安を払拭するためにも、行政は積極的に情報公開すべきと考えます。そうしたことから、防災について質問をさせていただきます。

1点目1番は、新地域防災計画に基づく防災詳細計画の進捗状況についてお伺いいたします。

見直しました地域防災計画はどのような状況にあるのか、また、新地域防災計画を踏襲し、ブレークダウンした詳細計画の進捗状況はどのようにになっているのか、具体的な説明を求めます。

1点目2番は、大震災の教訓を行政と市民にどのように享受させようと考えているのか、具体策についてお伺いいたします。

このことについては、防災への取り組みを、行政みずからが行動すべきことと、自治会や市民がみずから行動すべきことなど、当市の地域特性を踏まえ、実態に即したものとして、どのように具現化して実行するつもりなのかお伺いいたします。

1点目3番は、防災力アップへの取り組み状況と、市として目指す防災力レベルについてお伺いいたします。

自治体の防災への取り組みについては、新聞紙上に日々掲載されていることから、現在でも多くの自治体が継続して取り組んでいることを知ることができます。しかしながら、当市の防災力向上への取り組みについては、なかなか知ることができません。

そこで、当市の防災力レベル、水準ですが、どのような状況にあるのか、市の状況について確認させていただくとともに、参考としている自治体や目標とする防災力レベルなど、明確な達成目標を持っているのかお伺いいたします。

1点目4番は、防災に係る協定は目標を達成する結果となっているのかについてお伺いいたします。

当市の防災に係る協定の現状を一覧表にして開示していただきたいと、皆様のお手元に一覧表が配付されております。そして、その協定先はどのような視点で取捨選択し、現状においてその協定先は、目標を達成し得る十分な協定となっているのか、また、今後の取り組みをどのように考えているのかお伺いいたします。

1点目5番は、多発する局所豪雨等への対応策についてお伺いいたします。

最近は、局所豪雨、いわゆるゲリラ豪雨による被害が多く発生していることが、ニュース等で

取り上げられております。そこで、局所豪雨が当市を襲った場合、すぐに冠水する道路やがけ崩れ等のおそれがある場所、また、孤立する可能性のある集落など、どのような想定をし、どのような体制で対応しようと考えているのかお伺いいたします。

2点目は、防災に係る人材育成についてお伺いいたします。

東日本大震災を忘れない、東日本大震災を教訓としてなど、東日本大震災を契機に防災に対する意識は高まっていますが、一部では、大震災から2年半が経過したことから、教訓という言葉が風化しているのではないかと思える部分もあります。設備や備品など目に見える取り組みは、防災対策の手段としてすぐに結果を出すことができますが、重要なのは、防災に対し十分な知識を持ち、適切に行動できる人材の確保ではないでしょうか。危険を速やかに判断し、突然の災害にも迅速に対応できる人材がいて初めて、本当の意味での防災力が備わっていると言えます。そうしたことから、防災に係る人材育成について質問いたします。

2点目1番は、東日本大震災以降、職員に対する防災意識向上策についてお伺いいたします。

東日本大震災から2年半が経過しました。これまでどのような形で職員の防災意識向上へ取り組んできたのか、具体的な取り組みの内容についてお伺いいたします。

2点目2番は、東北被災3県合同の応援職員派遣要請への対応についてお伺いいたします。

7月12日の茨城新聞に、東北被災3県合同で、復興に当たる職員が不足していることから、全国の都道府県に応援職員の派遣を呼びかけることを決めたとの記事が掲載されました。以前にも一般質問で、被災地へ職員を派遣することが、防災に関する一番の人材育成になると要望させていただきました。東北の被災3県では、いまだに復興に当たる職員が不足している状況にあります。このことについて、被災3県から当市へのアプローチはあったのか、また、要請があった場合、積極的な対応をする考えがあるのかお伺いいたします。

2点目3番は、災害時の地域リーダー（防災士）育成についてお伺いいたします。

災害発生時には、行政の力だけではなく、市民の力も必要となります。自分の力を守るだけでなく、地域住民の安全にも貢献でき、市民の中でリーダー的な役割で対処できる人材の育成は、重要な防災への取り組みだと思います。

こうした防災に係る人材育成の一方策に、防災士制度があります。防災の意識、知識、技能を持つていると認められた人を防災士として認定するものです。他の自治体でも、防災士取得に助成を始めたところもあり、防災士育成は有効な防災の施策であると考えられることから、このことについてどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目4番は、文科省防災キャンプ推進事業の導入についてお伺いいたします。

今まで、職員、そして市民に対して、防災に係る大人の人材育成について質問をさせていただきましたが、大人だけでなく、子どもについても防災教育を行うことは、重要な方策です。

文科省では、青少年の健全育成の推進の一つとして、防災キャンプ推進事業を創設しています。生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する防災キャンプの機会を拡充し、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進するものですが、自治体の関心は低いようです。災害を感じている自治体ほど事業への関心が高く、最近では、小学校で避難生活を体験する取り組みも行われています。災害時に役立つ防災知識を子どもたちに学んでもらう取り組みを取り入れる考えはないのかお伺いいたします。

3点目は、運動公園の運営と市民が利用しやすい環境づくりについてお伺いいたします。

このことについては、市民から、運動公園の設備がいつまでも壊れたままで放置されているとの指摘があったことからお伺いするものです。

当市では、ファシリティマネジメントの推進として、公共施設の最適利用の検証が行われていると聞いていますが、根本的に公共施設が適正に管理されているかは、行政が市民の声を真摯に聞き入れ、迅速に対処しているかなど、運営のあり方についても検証が必要です。そうした観点から質問をさせていただきます。

3点目1番は、設備破損箇所が長期放置されている実態とその対応策についてお伺いいたします。

施設管理者にヒアリングしたところ、破損したり故障している箇所は多くあり、修繕されないままになっているのは事実ですとの話をお聞きしました。なぜ破損箇所が放置されてきたのか、そうなった経緯と内容、また、今後は放置することなく迅速に対処する考えはあるのかお伺いいたします。

3点目2番は、運動公園設備の更新及び充実策についてお伺いします。

運動公園等については、自然環境の中で、子どもから大人まで多くの方が利用しています。すべての設備は、経過とともにメンテナンスが必要となり、グラウンドの土や芝生等は生き物ですから、定期的なメンテナンスが必要となります。

また、運動公園の利用者からは、グラウンドのベンチには屋根がないので設置してほしい、飲み水や手洗いとして利用できる水道が遠いので増設してほしい、ウォーキング中に雷が発生した場合避難できるような防雷小屋が欲しいなど、設備の充実を求める声もあります。

そうしたことから、運動公園設備の更新や利用者の声を反映した充実策を行う計画があるのかお伺いいたします。

3点目3番は、運動公園の活用による市民の健康増進についてお伺いします。

運動公園は、利用者がいて初めて有効な公共施設となります。活発に利用されるためにも、広範囲の方々が気軽に利用できる環境づくりを行う必要があります。高齢化が進む現在、健康維持のため、高齢者でも使いやすい運動公園に改良していくことも必要と考えます。そうした観点から、運動公園を活用した健康増進への取り組み等を行う考えがあるのかお伺いいたします。

最後に、4点目ですが、教育振興基本計画についてお伺いいたします。

7月の日本経済新聞に、2006年に成立した改正教育基本法で地方自治体に策定の努力義務が課せられた地方版の教育振興計画を、都道府県と政令市を除く1720の市区町村のうち半数近くが昨年までに策定していなかったことが、文科省の調査でわかったと記載されていました。文部科学省では、教育施策は、すぐに効果が出るわけではなく、計画性や継続性が必要、数年先までのビジョンを住民に示してほしいと必要性を訴えています。

大半が作成していなかったと記事に書かれていたので、当市の実態を調査しましたところ、かすみがうら市では、平成24年度から平成28年度までの教育振興基本計画が策定されており、文科省の方針を踏まえた対応をしていることに安堵したところです。

しかしながら、当市の小中学校の教育環境は、小中学校適正規模化実施計画の推進により、大きくさま変わりしようとしています。そうしたことから、当市の教育振興基本計画策定について

お伺いをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、当市の教育振興基本計画は平成23年度に策定され、計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間とされています。この計画期間中には、来年に中学校の統廃合、さらには小学校の統廃合が待ち受けています。こうしたタイミングにあるからこそ、小中学校の統廃合について、小中学校適正規模化実施計画だけで終わらせるのではなく、教育振興基本計画の中に、将来ビジョンも含めて考えを取りまとめ、魅力ある教育振興策として市民へ示すことが必要と考えます。地域環境に合致した特色ある学校づくりをどのように行うのか、現在の教育振興基本計画の見直しを進めるべきと考えますが、この教育振興基本計画に対する考え方と、実態に即した見直しの策定について、教育長にお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

川村議員のご質問にお答えいたします。

1点目、防災への取り組み状況についてお答えいたします。

最初の1番、新地域防災計画に基づく防災詳細計画の進捗状況については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、大震災の教訓を行政と市民への享受に対する具体案についてお答えいたします。

ご承知のとおり、災害発生時には、まず自分の身をみずから守る、いわゆる自助が重要と言われており、そのためには、災害に備えた準備や災害発生時の行動パターン等を知っていただくことが必要となります。このことから、市では今年度、災害ハンドブックを作成し、全世帯に配布する予定で作業を進めているところです。

このハンドブックは、日ごろの備えから始まり、地震、風水害、火災、原子力災害に至るまで、災害発生時の総合的なマニュアルとして活用していただくことを目的としており、作成に当たっては、各世代のアンケート結果や、各種団体、防災会議等のご意見を反映させてまいりたいと考えております。

また、災害への意識啓発として、防災訓練を引き続き実施してまいります。内容といたしましては、昨年度に千代田地区において実施いたしました市民参加型の避難訓練を中心とした体験型の訓練を、霞ヶ浦地区に重点地域を設定し実施するとともに、昨年度改訂いたしました職員初動マニュアルに基づく災害対策本部設置訓練などをあわせて実施する予定であります。

今後とも、防災訓練を初め、さまざまな機会を通じて防災意識の啓発に努め、自治会や市民の皆様の日ごろの備えにつなげてまいりたいと考えております。

次の3番、防災力アップへの取り組み状況と、市として目指す防災力レベルについて、4番、防災協定の結果について、5番、局所豪雨等への対応策は、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、防災に係る人材育成についてお答えいたします。

最初に、1番、東日本大震災以降の職員に対する防災意識向上策についてですが、東日本大震災発生時には、職員におきましても、これまで経験をしたことのない状況を目の当たりにし、その対応への課題や改正点が数多く見受けられました。

これらを踏まえ、昨年度に実施しました市地域防災計画改訂に当たり、全職員に対するアンケートや各課ヒアリングを実施しながら、それぞれの部門での課題や改正点を抽出し、計画へ反映してまいりました。

昨年度実施いたしました市防災訓練におきましても、東日本大震災での課題を踏まえ、職員を対象とした災害対策本部設置訓練を取り入れ、災害対応への確認を行ったところです。

今後とも、市防災訓練において、職員を対象とした初動マニュアルに基づく訓練を取り入れることにより、初動体制づくりの徹底とあわせて、職員の防災に対する意識づけを行ってまいりたいと考えております。

次に、2番、東北被災3県合同の応援職員派遣要請への対応についてお答えいたします。

これにつきましては、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島の3県で復興に当たる職員が不足しているとして、3県が合同で県外自治体に出向き、応援職員の派遣を呼びかけることが7月に決定され、本県には、8月30日に市長会の定例会において、3県からの要請活動が行われたところです。

職員を中長期的に派遣することは、被災地からの要請に基づく人道的見地からの支援という意義があるとともに、派遣された職員が、これまでに経験したことのない災害に対応するという経験知が行政内に保有することができ、今後の大規模災害の備えとして行政に還元されるということも期待できると考えられます。

このようなことから、今後予定されている平成25年度の派遣要望に基づき、庁内公募を行うなどで派遣職員を選考することとし、平成26年度に被災3県に対して職員の派遣を行うよう検討してまいります。

次の3番、災害時の地域リーダー育成については総務部長から、4番、防災キャンプ推進事業の導入については教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、運動公園の運営と市民が利用しやすい環境づくりについては、教育部長及び市長公室長からの答弁とさせていただきます。

4点目、教育振興計画については、教育長からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開をいたします。

休憩 午前1時49分

再開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

川村議員のご質問の4点目1番、当市の教育振興基本計画策定についてお答えをいたします。

当市における、教育基本法第17条の規定に基づく教育振興基本計画の策定につきましては、国の教育振興基本計画を参照し、平成21年度から平成23年度を計画期間として策定しておりましたが、平成24年度におきまして、平成24年度から平成28年度を計画期間とする、第2次となります教育振興基本計画を策定いたしました。

内容につきましては、市の総合計画の第3章「豊かな学びと創造のまちづくり」に基づいた教育振興基本計画となっております。

施策の体系としましては、既にご存じだと思いますが、「教育の充実」、「生涯学習の充実」、「青少年の健全育成」及び「地域文化の継承と創造」となっております。項目ごとに基本事業の方針と事業計画を定めているものでございます。

学校統合に伴う学校教育の基本的な考え方につきましては、かすみがうら市教育振興基本計画や小中学校適正規模化実施計画並びに学校統合住民説明会の経過等を踏まえまして、個別に計画を策定し、推進することとしておりますので、ご理解を願います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

川村議員の1点目1番、地域防災計画に基づく防災詳細計画の進捗状況についてお答えいたします。

ご質問のとおり、東日本大震災を踏まえ、昨年度、市地域防災計画の改訂を行いました。市では、改訂後の防災計画に基づき、市民参加による避難訓練を中心とした体験型防災訓練の実施や、千代田地区への防災無線屋外子局の年次的設置、防災協定締結の推進、防災ハンドブックの作成等を進めているところでございます。

またあわせて、防災マップの見直しをいたしました。今定例会にその経費も補正予算として計上をさせていただきました。

いずれも来年3月上旬までに全世帯に配布できればと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今後とも、東日本大震災の課題解消に向け、施設設備や計画策定に努めてまいりたいと考えております。

次に、3番、防災力アップの取り組み状況と、市として目指す防災力レベルについてお答えを

いたします。

市では、東日本大震災での教訓を踏まえ、これまで、備蓄品の充実や防災倉庫、防災用井戸、防災無線の整備、霞ヶ浦地区と千代田地区を結ぶ上水道送水管布設事業等を行い、課題解消と対応力の強化を図ってきたところでございます。

ご質問の地域防災力でございますが、評価する一つの方法としまして、地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針が、総務省消防庁から示されております。この手法は、防災体制を「リスク管理・評価・被害想定」、「被害の軽減・予防策」、「体制の整備」など5項目に分類し、それに分析を行い、総合的に評価を行っていくものであります。一定規模以上の自治体が対象として作成されたものでございますので、当市にはそぐわない部分もございますが、災害対策の現状を把握する上では有効なツールと考えておりますので、効果的に活用しながら災害対策に生かしていくべきと考えております。

なお、簡易的に評価を実施したところ、本市の指数は総合評価100ポイント中55ポイント程度となっており、その中でも被害想定、それから住民との情報共有が、他の項目よりやや低いところにあるというような結果になっております。

今後、防災計画の内容を精査しながら、レベルアップにつなげていきたいと考えております。

また、災害に備えた備蓄品や設備の整備も大切ですが、市民一人一人が防災意識を持ち、人と物が一体となってこそ、防災レベルは上がっていくものと考えておりますので、市防災訓練や防災ハンドブックなどを活用しながら、市民の防災意識の向上にも努めてまいりたいと考えております。

次に、4番、防災に係る協定についてお答えいたします。

現在、総務課で締結をしております災害に係る協定につきましては、他自治体等との相互援助協定が3、団体、民間事業者との協定が11、合計14の協定を締結しております。

このうち東日本大震災前に締結済みの協定が6、内訳としましては、自治体相互援助が1、国との情報交換が1、建設業協会を中心とする機材、労力等の提供が3、飲料水の提供が1となっております。

東日本大震災を受けて新たに8協定を締結しており、その内容は、灯油、石油等の提供、食料品、日用品等の提供、レンタル機材の提供、災害情報の放送、緊急輸送の協力など、さまざまな分野に及んでおります。

なお、燃料不足の対応としましては、県が本年3月28日に茨城県石油業協同組合との協定の改定を行い、現在、優先供給車両や指定給油所の登録作業を行っているところでございますので、進捗状況を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

ご質問のように、災害協定は、災害発生時の対応力の強化につながってまいりますので、今後とも、効果的な協定の締結をより一層進めてまいりたいと考えております。

次に、5番、多発する局所豪雨等への対応策についてお答えいたします。

今夏は、記録的な気温の上昇や局所的な豪雨による被害が各地で発生しているとともに、今後、発生てくる台風への対応など、警戒を強めていかなければならないと認識しているところでございます。

ご承知のように、市では、大雨、洪水、暴風などの警報が発令された場合は、防災無線におい

て周知をするとともに、警戒体制（第一）をとり、関係職員が情報収集や対応に当たっております。さらに、特別警報が8月30日から発令開始されたことに伴い、先日、府内会議を開催し、土砂災害や浸水被害などへの対応を再確認したところでございます。

今後とも、より迅速な情報収集に努めるとともに、関係機関との連携を密にしながら的確な対応を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目3番、災害時の地域リーダー（防災士）育成についてお答えいたします。

防災士は、防災、減災に関する意識、専門的知識、技能を体系的に習得した、民間資格を有する者で、災害発生時に、各自の家庭はもとより、地域や職場における生命や財産の被害軽減活動などに期待が寄せられております。大規模な災害が発生した場合、その被害が大きいほど、公的支援の機能が発揮されるまで時間を要することがあり、その間、地域等のリーダー的存在として共助の一端を担っていただくことは、大変貴重な存在として認識しているところです。

現在、防災訓練におきましては、行政区単位の参加をお願いしておりますが、行政区によりましては役員さんが短期的輪番制になっているところもあり、災害発生時に迅速な対応が難しいことが考えられます。

このようなことから、現在、市内に5つの自主防災組織がありますが、地域におけるリーダーや防災士の育成につきましては、今後進める予定であります自主防災組織の設置推進とあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

川村議員の質問にお答えいたします。

最初に、2点目4番、文科省防災キャンプ推進事業の導入についてのご質問にお答えいたします。

防災キャンプ推進事業は、青少年の体験活動の推進「体験活動推進プロジェクト」における「防災キャンプ推進事業」との正式名称のとおり、2泊3日程度の防災キャンプを実施することにより、子どもたちに避難所生活を含めた防災に関する体験をさせることを目的としております。当該事業につきましては、まだ県内での取り組みがないのが現状であり、当市においても取り組んではおりません。

現在、各学校の防災教育の取り組みといたしましては、消防計画及び危機管理マニュアルをもとに、年に2回から3回程度、家庭と連携し、災害が起きたときの保護者等への子どもの引き渡しを含めた避難訓練などを行っております。

また、平成24年度からは、3ヵ年事業として取り組んでおります、地域との連携による学校の防災力強化推進事業により、防災教室等を実施し、児童生徒の防災に対する意識づくりに努めております。

ご質問の防災キャンプ推進事業につきましては、趣旨は理解できますが、学校単独での開催にも課題があろうかと思いますので、今後、導入事例における成果などを見ながら、必要性も含め

て検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目1番、設備破損箇所が長期放置されている実態とその対応策についてお答えいたします。

当市の体育施設における施設ごとの整備課題等につきましては、担当職員と委託業者及び現場の施設管理人とで行う定期的な管理者会議を設けております。この中で、市の運営方針を伝えることや、現場の声を直接聴取するなどして、連絡を密にしようと努めているところでございます。これまで2回実施し、施設の破損箇所や老朽化に伴う改善依頼、運営面での取り扱い方法を協議してございます。

修繕内容につきましては、3月に開催した会議で18件ほど要望があり、現在、今年度予算の範囲内での対応をしているところでございますが、わかぐり運動公園内の時計につきましては、修繕費用を本定例会に補正予算として提出させていただきましたので、可決いただいた後は速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目2番、運動公園施設の更新及び充実策についてお答えいたします。

運動公園設備の経年劣化に伴う更新につきましては、改修や更新の必要性を判断しながら取り組んでおりますが、抜本的な改善には至っておりません。昨年度は、第1常陸野公園の野球場及び多目的広場の土の入れかえや、わかぐり運動公園のテニスコート2面の人工芝の張りかえなどを実施しておりますが、その他の運動施設を含めて計画的な更新を進めるため、今年度、財政課主体で進めておりますファシリティマネジメントの推進に関する調査研究などの結果を踏まえた改修計画を定め、計画的な更新に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目3番、運動公園の活用による市民の健康増進についてお答えいたします。

運動公園の活用による市民の健康づくりにつきましては、生涯学習課においても、市民の健康づくりという視点も踏まえたさまざまな事業を展開しているところでございますが、昨年度策定したかすみがうら市健康増進計画においても、具体的な取り組みの一つに運動が掲げられておりますので、社会体育施設の利用を通して、生涯スポーツ社会の実現に努める傍ら、市民の健康づくりについても応援をしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

3点目2番、運動公園設備の更新及び充実策について、ファシリティマネジメントの観点からお答えいたします。

当市では、平成22年から5年間の期間で進めております第2次行政改革大綱において、公共施設の有効利用・運営合理化として位置づけをしておりまして、適正で能率的な維持管理を図るとともに、効率的な利活用や統廃合等を含めて総合的に有効な手段を見出し、施設のあり方を見直すということとしております。

具体的には、公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画の策定です。管理形態の再検証、土地賃貸借料等の見直し等の取り組みを進めているところでございます。

体育施設につきましては、第1常陸野公園、わかぐり運動公園、多目的運動広場等の施設を有し、野球場、テニスコート、体育館等を配置しているところでございます。施設の利用状況を調査検証し、重複施設の統廃合、施設使用料の改定等も視野に入れながら、今後、市民ニーズに対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目1番の地域防災計画に関してですが、地域防災計画が完成した後、見直しや修正が終わった後、どのように公表して、管理しているのか。そして、その変更となった内容について、職員に周知徹底をするための説明等は行われているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

まず、防災計画の周知ということでございますが、結構ボリュームのあるものでございますので、そのまま周知をしているということはまだございません。したがいまして、先ほども申し上げましたように、防災ハンドブック等を通じ、周知をしようという考え方でございます。

それから、市職員に対する防災計画の周知ということでございますが、これに関しましては、初動マニュアルを、当然、防災計画にあわせて見直ししたところでございます。職員向けには、内部のイントラネットによりまして配付をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

地域防災計画そのものは、そうしますと、その担当部、担当者しか内容については見ていないということになりますか。ほかの例えばここにいらっしゃる執行部の皆さんには、全然目にすることがないということなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

冊子等による周知ではございませんで、各、府内、市長を初め対策本部がございます。そういう本部会議の中では、若干の内容には触れているというところでございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、要は、PDFという電子データだけで見れるようになっているだけで、そうすると、その執行部の本人の意思で見なければ全く見ないし、そういうことになってしまいますよね。要は、今までの地域防災計画は、担当部局には各1部、紙ベースで配付されていたと思うん

です。ところが、今回そういうこともしないということは、それこそその計画をつくるだけで終わっている、そう思えてならないんですよ。

一人の目で見るよりも、多くの人の目で見て、内容が十分なのか、あるいは、これ計画に書かれているけれどもやっていないじゃないのという、その気づきもできないんですね。ですから、非常に大事な地域防災計画ですので、この辺は、予算はけちらずに紙媒体で、もし災害が起きたときに、市長を初めとして災害対策本部が設置されるわけですね、その災害対策本部員に対しては、1冊の紙でいつでも見れるように配付すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

先ほど申し忘れましたが、防災計画につきましては、市のホームページに立ち上がっておりまして、そこから一つは見られるということでございます。

それから、その紙ベースでということでございますが、以前は確かに各課に1冊程度、紙ベースで配付をされていたと思います。印刷をすればできるものでございますので、それは内部的に仕上げればいいことですから、改めてその辺は担当のほうと調整をしてみたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ早急に実施していただきたいんですが、あわせて、先ほど初動マニュアルという話がありました。これは、全職員に今まで紙ベースで配られて、いつでも見れる体制になっていたと。これについても、先ほど内部イントラという形の表現をしていましたので、要は、PDFの電子データで、各人がそこにアクセスして見なさいよというものですね。それでは初動マニュアルとしての価値は下がっているのではないかと思うんです。何か問題が起きたときに、すべてパソコンが使えるとは限らないですね。常に、一度見なければ、頭にも入らないわけですよ。そこまでもまた経費を削減して紙ベースの印刷をしないというのは、これはやはり防災に対する取り組みが甘いとしか言いようがないんです。

ですので、その初動マニュアルについても、例えば真っ赤な表紙のファイルにして、いつでもわかると、引出しをあければすぐ見えると、そういう形で全職員に配付すべきだと思うんです。そしてまた、災害のときに行政と議会が共通認識に立てるよう、議員に対しても配付してもいいものだと思うんですよ。

それだけ重要な初動マニュアルだと思っているのですが、こうした紙ベースでの対応、全職員、そして議員への配付、そしてその一般市民への公開、これは今はイントラですから、職員しか見れないですね。我々議員もホームページから見れません。一般市民への公開ということでホームページへの掲載、そういう対応はぜひしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

初動マニュアルは、PDFでパソコンの中に立ち上がってございます。印刷をすると大体30ペ

一級程度になろうかと思います。冊子にして印刷をする、改訂前は、今、議員さんがおっしゃったように、真っ赤な、いわゆる通称赤本とかと言っていましたが、そういう形で職員に配付をしていたところです。今回は、PDFで、各自にメールで送ってございます。そこから印刷をすればできないこともございませんが、いずれにしましても、再度、マニュアルについて十分認識するように周知を図りたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

先ほど言いましたけれども、やはり地域防災計画、防災への取り組みというのは、やっぱり市民が一番注目している部分でもあります。ですので、今まで、震災前よりも価値が下がるような取り組みはしないでいただきたいというのが、私の率直なお願いですので、紙ベースで配付すべきものはする、公開するものはしっかりと公開するということをぜひやっていただきたいと思います。早急な対応を求めたいと思います。

続いて、1点目2番の市民と行政との享受ということですが、市長にお伺いしたいんですが、9月1日は防災の日でした。これはもう全国的に、防災の日ということでいろんな取り組みが行われておりました。関東大震災が発生したという日でもありますし、今後台風シーズンを迎えるということで設けられている日なんですが、この防災の日に関連して、当市は何か取り組みはやられたのか、市長にお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

以前、防災の日を前にして、昨年度は2月に実施しましたね、防災訓練。ことは、いわゆる平年度でありますから、防災の日に防災訓練を実施したほうがいいんではないかということを担当に話しました。ところが、担当の答えとしては、11月17日に予定したということで、ことはそれでやらせてほしいということあります。

いずれにしても、関東大震災という記念日でありますので、来年は9月1日に実施する方向で検討しろよということを指示してございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私は、確かに9月1日の日にあわせて防災訓練等を行うのが世間一般的にはわかりやすいということは理解できるんですが、必ずしもそういう時期にやることがすべてではなくて、そういう日だからこそ、職員に対して、行政として防災に取り組む姿勢の啓蒙をするとか、そういうささいなことでもいいんですけれども、防災訓練ができなければ、やるべきではないのかなと思うんです。

例えば民間ではその日には、こういう9月1日は防災の日ですということで啓蒙をしたり、あるいは簡単な避難訓練等はやっております。そして、これは大阪の自治体のホームページですけれども、9月1日は防災の日です、ふだんから備えをしましょうという、ホームページで市民に

対して啓蒙もしています。

こういう取り組みをこういう防災の日を契機にやることを継続するというのは必要ではないのかなということでお伺いしたんですが、市長からは防災訓練という点での話がありました。私としては、常に、そういう防災の日をきっかけに、そういう啓蒙に努めていただきたいというお願いをしておきたいと思います。

続いて、防災ハンドブックを平成26年3月上旬に発行する予定だということで答弁があつたんですが、ちょっとのんびりしているなという気がするんです。もっと早くできる、要は、印刷ですよね。

かすみがうら市のホームページに防災の手引きという項目があって、そこに、地震のときはどうしましようということが書かれているんですが、内容が非常に粗末なんですよ。逃げてください。当たり前ですよね。そんなことしか書かれていないようなものですから、結果的に、そういう配布も、まあいいや、できればできた時点でいいやということになってしまうのかなという気もしますので、この防災ハンドブックの内容については、充実するという目的での、例えはコンサル等を入れて、内容について十分吟味して今つくろうとしているのか、どのような形でつくろうとしているのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

防災ハンドブックの作成につきましては、既に発注をしてございます。発注の業者については、そういったハンドブックをつくった経験のあるところということで、今お願いをしているところです。

それからもう一つは、市民の意見を取り入れるということで、これからアンケート等を行おうという考えもございますので、そういったことがありますので、3月上旬までには発行したいという内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ内容の充実したよいものにして、このハンドブックについては、職員も常に持つというもので、活用性のあるものという理解でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

当然、職員も市民でございますので、当然、市民の方々と共有をした内容にしたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

続いて、11月17日に防災訓練が行われるという話がありました。2月に震災後初めての防災訓

練が行われました。ちょっと寒い時期だったのでいろんな問題もありましたが、そのときに出た問題点等は、当然、今回には織り込まれてやられると思うんですが、1つ私が感じたのは、災害対策本部員である執行部の皆さんが、どこにいるのかわからない。簡単に言うと、例えば帽子だとかユニフォームだとかおそろいのものを着用して、あ、の人たちが統括をしている人だというものがわからなかつたんですよね、2月の時点では。

ですので、今度行うときには、そういうことがはつきりわかるように体制づくりをしていただいて、市民にPRをしていただきたいと思いますが、今回のその防災訓練での特徴等ありましたらお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

服装につきましてはちょっとまだ承知をしてございませんが、今回の訓練、避難訓練ということでございまして、それとともに職員の参集訓練というのも行います。何時に着いたかということ、それから、市内に散らばって、自分が担当する施設等を見回って、どういう状況かという報告をその本部に上げるとかという、職員についてはそういうふうな訓練がございます。

それから、今回は、避難所を開設して、居住スペースであるとか更衣室、それから要援護者の介護スペースとか、あとはペットへの対応というようなことも中に盛り込もうかということで、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ、多種多様な避難者を想定したもので、実効性のあるものにしていただきたいと思います。そしてあと、市民に限らずに、職員に対してもそうですが、防災計画の中に普及啓発の方法というところがありまして、1つは、広報紙、パンフレットによる普及、これは常々やるという話でありますし、今回も防災ハンドブックを配布するという形で対応されていると思うんですが、2番目に、情報発信の場の一元化、集約化による普及。広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。また、一つの場所で防災に関するすべての情報が入手可能な仕組みをつくることも重要である。そのため、市庁舎内にて、防災に関する情報の一元化、集約化したコーナー設置に努めるという項目もあります。そして3番目には、講演会等開催による普及、4番目には、個別地区単位での防災勉強会の開催による普及、5番目は、そのほかメディアの活用による普及、こういうことをやりましょうということで計画書に書かれております。

そこで、まず1つですが、その一元化、集約化による普及、これは、庁舎内でそういう動きはありますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

情報発信の一元化ということでございますが、先ほどちょっと答弁で申し上げました。特別警報ですか、そういったものが8月30日に出されたということで、本部会議を行いました。そういった中で、土砂崩れであるとか冠水、被害が出そうなところはどういうところが想定されるかというようなところは、最近、各担当部署のほうにお願いをしているところです。

それから、情報の一元化ということで、防災マップであるとかそういったものは私どもで管理をしていますが、揺れやすさマップであるとか、以前、都市整備課でつくったものがあつたりとか、あるいは要援護者の方があります。ですから、そういったものはなるべく一元化をしていくというのがこの計画だと思いますので、そういうふうにまとめていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

例えば市役所の中に来たときに、市民がどこに行けばそういった資料が見られるのかという、その場所の設定も必要だと思うんです。防災安全室を市長は就任されてからつくられているわけですので、やはりそことうまく関連して、市民の皆様が勉強に来て見れるようなやっぱりコーナーは設ける必要があると思うんです。

ですので、私は最後にこの防災計画で確認したいのは、防災計画そのものが、基本的には災害時の避難等の対応が多いんですが、次善の策としてのこういう計画、これが計画で書かれていながら実行されていない。逆に、この計画は実行されたのかされていないのかというチェックをする機能がないんじゃないのかなと思うんです。この計画を実行されているかされていないかチェックするのは、副市長にお伺いしたいんですが、どこの部署、だれがやるんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

では、川村議員の質問にお答えいたします。

だれがということではなくて、基本的には災害対策本部の本部員が全部共有しなくてはいけないこと。情報発信の窓口となっている、窓口は総務部でやっておりますけれども、そういったものと情報を共有する対応を常に密にとっていくことが必要だと感じております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ、チェックアンドフォローで、より効果的なものにしていっていただきたいと思います。

続いて、1点目3番、防災力アップへの取り組み状況ということで、断水を教訓に、霞ヶ浦地区と千代田地区を結ぶ上水道送水管の布設事業をやっているわけですけれども、その進捗状況、そして完成時期等を、現時点できちんとご説明をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

ただいまご質問いただきました、霞ヶ浦地区と千代田地区を結びます上水道送水管布設事業についてお答えいたします。

2年半前の平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災のときには、千代田地区で8日間、霞ヶ浦地区で2日間の断水となり、市民の皆様には大変なご不便をおかけし、申しわけございませんでした。

水道事務所といたしましては、この震災を教訓といたしまして、霞ヶ浦地区と千代田地区的浄水場を結びます送水管及びこれに附帯いたします工事を優先的に取り組もうとしているところでございます。工事の期間につきましては、昨年度、今年度、それと来年度、平成26年度までの3年間でございます。

事業の内容といたしましては、合併特例債事業を活用いたしまして、口径250ミリの耐震型の鋳鉄管を総延長約2400メーター布設するというものでございます。昨年度につきましては、送水管を1351.7メーター布設いたしました。

送水管を布設するに当たりましては、常磐線の角来踏切を横断する必要がございます。これにつきましては、今年度、JRに角来踏切下の推進工事を委託しております。年度内に工事に着手するよう、現在協議を進めているところでございます。

今年度に、送水管と場内の配管を合わせまして457メーターぐらい布設するとしております。これによりまして、今年度中をめどに、霞ヶ浦地区から千代田地区へ日量1000トンくらいを送れればと考えているところでございます。来年度につきましては、残りの590メーターの送水管を布設する予定でございます。3カ年の計画ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今の説明の中で確認したいんですけども、26年度に残り290メーター、ところが、今年度中に日量1000トンの送水ができると。要は、つながっているわけですよね。それは、布設がえするという意味合いでの来年度の290メーターというとらえ方でよろしいんですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

今回の送水管につきましては、霞ヶ浦地区にあります太い配水管から枝分かれをさせるということでございます。送水管は新設になります。ただ、太い管といいましても、霞ヶ浦地区と一番近い、今、太陽光パネルをつくっているところですが、あそこは比較的太い管がございます。こちらは150ミリの管でございますが、とりあえずこちらに今年度中につなぎまして、先ほど言いました日量1000トンほどを送りたいと思っております。

ただ、250ミリの管に150ミリでございますので、ちょっと不足いたします。来年度につきましては、590メーターほど延長しまして、これは250ミリ同士がつながるということになります。そうしますとかなりの水量を送ることができると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、今年度中の事業で、来年は、もし災害があつて断水するようなことがあっても、日量1000トンの水の確保はできるという状況という認識でよろしいですね。ぜひこの事業が遅滞なく進むようにフォローをお願いしたいと思います。

続いて、防災力レベルについて。

私が求めてきて初めて検証をしていただいたので、大変うれしく思っているわけですが、防災力レベルで、簡易評価ではありますけれども、自己採点した結果、55ポイントだというレベルです。このポイントを見ると、高いか低いかというのは、今後、ほかと比べていかなければ、情報を入手しなければ非常に難しいところではあるんですが、ただ、レベルアップが図れる内容はあるレベルですよね、55点ですから。

ですので、ぜひレベルアップを図っていただきたいんですが、今回自己採点した中で、弱みについては、一部、ちょっと最初の答弁で触れていましたけれども、逆にかすみがうら市の強み、あるいは弱みでも、ほかに何かそういった点で気づいた点がありましたらお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回、簡易ではございましたが、レーダーチャートに落としてみました。先ほども申しましたが、被害想定ということで、防災でいう予知ですね、そういったことがちょっと弱いのかなと。想定される被害とか、そういうことがちょっと弱いのかなというふうに感じております。

それともう一つは、どうしても情報の伝達というところで、防災無線とかはありますが、そのほかの手段として、なかなかちょっとその辺が弱いのかなというふうに感じました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

初めての試みですので、これを継続することによって一つの物差しになるわけですから、ぜひ業務の中に継続してやるということをつけ加えていただきたいなと思います。

続いて、避難所、避難場所については、避難所が19カ所ですか、避難場所については17カ所で、これは震災前と震災後と変わっていないように思うんですが、その大規模災害を想定した避難に対処できるのかどうか、そういった検証はされているんでしょうか。

例えば、避難所等の収容人数が書かれていますけれども、その地域性を考えた場合、市街地においては不足していないか。全体を見たときに、バランスよくそういう避難所、避難場所が確保されているのか。不足の場合は、民間と協定するなど、そういう取り組みが必要だと思うんですが、そういった検証はされてきたのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ご質問でございますが、避難所兼避難場所、それから避難場所につきましては、従来どおりといふことでやってきております。人数についても、また民間との協議ということも現時点では行ってございません。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、今の答弁では、震災後、特に検討はしていないというふうに聞こえるので、それでは、私はだめではないのかなと思うんです。やはりそういう十分な避難場所が確保できているのかどうか、ぜひ今後検討して見直しをしていただきたい。そして、必要ならば、やっぱり民間と契約する。例えば避難場所については、民間業者ということで関鉄自動車工業さんが1カ所入っています。これは従来から入っているわけですけれども、こういう形で取り入れることは十分できると思いますので、お願ひしたいと思います。

続いて、1点目4番、防災に係る協定についてですが、資料を配付していただきました。震災後、8つの協定をされたということで、7番から14番ですけれども、内訳でいきますと、民間が5件で社団法人が2件、そして、あとは自治体の協議会による65の市町村の構成での協定が1つということですが、この8つの協定は、これは市からの要望で実現したものなのでしょうか。どういう形で実現したのか教えてください。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ここにあります協定につきましては、相手の方からの申し入れ等によりまして協定を結んできたということでございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、民間のほうが防災に対しては積極的だということになってしまいますよね。自治体、要は、かすみがうら市から積極的にこういうのが心配だから協定してくださいという動きがなかったというのは非常に残念でならないので、この協定についても、必要な分野、何が不足しているかというものを検討していただきたいと思いますが、参考までに私が、昨年1月からことしの8月までの約20カ月間の新聞記事の中で、自治体が防災に関して協定したという記事をピックアップして調べてみました。

大体118件、協定された記事が載っておりました。最近では、やはり歯科医師会等の協定で、避難所でのケア、そして身元確認のための協力等もありますし、最近多いのは、やはり社会福祉法人で、要援護者を避難所では受け入れできない場合があるんです。そのために、専門的に受け入れてもらえる施設の協定を結んでいると、そういうのも非常に見受けられます。そういう点からすると、かすみがうら市の協定内容は、まだまだ協定をしていかなければ、市民から見ると、

安心できるものにはなっていないのではないかという気がするわけです。

あとは、ボランティア団体の支援を受けるとか、そういったものもありますので、後日、このデータはお渡ししますので、より効果的な協定となるように見直しをしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

議員ご指摘のとおりでございます。特に、かすみがうら市には大きい病院等もございません。石岡、土浦になってしまふと思います。そういう意味では、ちょっとその辺が弱いかなというところは心配なところでございますので、ぜひ、そういった資料をいただければ、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、1点目5番ですが、ゲリラ豪雨への対応についてですが、これについては、例えば、地域防災計画にあるその危険箇所で、ゲリラ豪雨が発生した場合には、住民の避難ルート、あるいは避難場所、そういったものは事前に確認はされているんでしょうか。そういう動きはまだこれからやるんだということなのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

避難場所等については、先ほど来申し上げているような避難場所でございますので、ゲリラ豪雨に関しては、8月30日からの発令ということでございましたので、まだ会議も1回しか行ってございません。今後、そういうことで対応をしてまいりたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

このゲリラ豪雨に対しては、突然来るものですから、初動体制の立ち上げというのが非常に重要なってくると思うんですけれども、先ほど来、話があります初動マニュアル、これには、ゲリラ豪雨等に対する対応について何か記載はあるんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

先ほど来、申しております会議の中で、初動体制の警戒体制第1とか第2とかというのがございます。今回、その初動体制マニュアルの警戒体制の中にゲリラ豪雨も入れまして初動体制を整えるということで、この間、会議で統一を図ったところです。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

そうしますと、初動マニュアルを見直して、ゲリラ豪雨に対応するものを織り込んだものとして周知徹底を図るということのようですので、ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

あと、ちょっと土木部のほうへ確認したいんですが、ゲリラ豪雨等が発生した場合に冠水する道路は非常に多くあると思うんですけれども、そういう部分についての対応は何かされているのかお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

川村議員さんのご質問でございますが、現在、土浦・千代田工業団地内におきまして、また、ちょうどショッピングモール入り口交差点付近につきましては、道路冠水が問題となってございます。その都度、担当職員により確認作業等に従事しております、現状が、L型側溝による、交差点の四隅による排水機能のみ口が少なく、断面が小さいことなどが起因していることでもございまして、対策として、既存L型側溝ますの道路雨水流入口の改修を図ってまいります。また、雨水流入口による定期的なごみ処理等を含めた維持管理を実施してまいります。

また、石岡市との行政界に隣接する市道の冠水箇所もございます。道路形態から現道が冠水となり、歩行者等に大変ご迷惑をおかけしております。道路の中心にふたつき側溝を設ける排水処理を行うよう、道路改修の計画がございます。石岡側の隣接者との協議においては、道路形態を改修することに同意が得られていない状況でございますが、引き続き協議を重ねてまいりますので、ご理解を賜ります。

また、市街地道路の冠水対策といたしましては、側溝内堆積土砂の撤去が必要であると理解しております。現在、市街地の道路側溝におきましては、土砂等が堆積している箇所もございます。実際に道路冠水が生じている箇所も把握しております。下稻吉東小学校校門前、やまゆり館南側などの側溝清掃を行うよう、業務委託設計を完了しておりますので、予算枠もございますが、次年度を含めまして継続して実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

石岡市との行政界に隣接する市道につきましては、私も、市民から早く改善してほしいという要望がありまして、個別に土木部長のほうへ要請をしておる内容でもございます。ただ、ゲリラ豪雨等の対応については不十分ですので、早急な対応をぜひお願いしたいと思います。

続いて、大きな項目の2番目であります、防災に係る人材育成についてですが、地域防災計画や初動マニュアルがPDFで配付されているということから見ても、やはり防災意識が向上しているとは見てとれないわけです。

より強力に取り組む方策として、人材育成基本方針の中へその防災の取り組みを入れてはどうか。人材育成基本方針を私、見ました。これは、平成19年につくられた非常に古いものなんですね。中に、危機管理と職員の能力、知識の具体例としまして、危機管理能力向上というのがあるんです。何が危機管理能力の向上なのかなと見ますと、事務執行上の不測の事態に、迅速、正確

に対応できる能力と、これ自己保全だけなんですね。市民に向いていないと言わざるを得ないです。

ぜひ、この人材育成基本方針の中に、職員の危機管理能力をアップする、そういう項目を入れて人材育成をしては、よいのではないかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

19年3月に、これは、合併をして間もないということで、こういった市の職員のあり方ということで始まったことでございます。おっしゃるように、もう大分古くなっておりまして、本年がこの計画の見直しの時期になっているということもございますので、今、議員ご指摘のようなことで、震災等も経験したわけでございますから、そういった経験したことを生かせるような文言を入れてはどうかというようなことで検討はしてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ効果的な教育を取り入れていただきたいと思います。

続いて、2点目2番の被災3県への応援についてですが、市長から前向きに取り組むという答弁がありましたので、非常に喜んでいるわけですが、対応の考え方について、市長から少し話がありましたが、具体的な期待、職員を派遣して具体的にどういうことを期待したい、あるいは、さらにここまで、行っている人間に期待したい、そういう思い等、市長、ありましたらお伺いしたいんですが。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほども申しましたが、職員が被災地に行ってお手伝いをするということは、大いにその職員本人にとっても対応についての知見を得ることになりますので、そういったところに期待するところが大きいわけであります。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私が考えるところ、行く場所には各自治体からやはり人が、職員が派遣される可能性があるわけです。そうすると、どうしても職員同士の比較という部分も往々にしてあります。そのときに、かすみがうら市はいい人材を出してくれたと、さすが宮嶋市長だと言われるような人選をぜひしていただきたい。そして、戻ってきて、防災関係に支援をしていただいて、市の発展に寄与していただくということからすると、やはり若手、あるいは中間層、そういった元気な人間を送っていただきたいと、そういう人選をしていただきたいということをお願いしまして、期待を込めてお願ひしたいと思います。

次に、防災士育成についてですが、防災士についていろいろ対応を検討していただけるような話でしたが、ほかの自治体等で取り組み等をわかつていただいたらお話しいただきたいのですが。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

県内のその防災士に対する補助要綱といいますか、防災士になるために若干費用がかかります。そういうことで、県内を少し調べてみました。一般的に、日本防災士機構というところで受講し、防災士になるためには6万1000円ほど費用がかかります。それともう一つは、茨城防災大学校でしたか、というのがございまして、これで受験をすると1万1000円ぐらいで、もちろん試験に合格してということでございますが、防災士という資格がもらえるということがございます。

こちらで調べましたのでは、例えば龍ヶ崎市ですと、その日本防災士機構へ6万1000円かかるので、それを全額補助しているとか、あとは取手市では、職員に対して防災士をつくっているとか、そういうことがございました。

それから、いばらき防災大学でございますが、これについては、平成13年から茨城県のほうで開催をされているようでございます。ことしも平成25年は東海村のほうで開催をされるということでございますが、当市からの申し込みはちょっと間に合わなかつたので、来年以降、こういった補助も含め、予算も関係することでございますから、地域のリーダー、あるいは防災士、それと自主防災組織とを絡めて、何らかの方向で考えていきたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ、先ほど申し上げました人材育成基本計画の中に盛り込む形で取り上げていただいて、そういう資格を持った人が、例えばまちに出て市民に対して教育をする、講習会を行う、そういうことも一つの方法ですので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

それから、4番目の防災キャンプ推進事業の導入についてですが、現在、当市では取り組まれていない。応募がなかつたという状況です。確かに学校単位でやるには非常に制約があると思うんです。ですので、その辺はわかりますが、やはり防災の推進ということで、やはり防災安全室で子どもに対してどういう防災教育をするかということで、防災安全室側のほうから、要は、旗を振って、その子どもたちを取り入れた取り組みをするということがやはり必要なのではないかなどと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ほかの地域で見ますと、自主防災組織であるとか、ボランティアの団体であるとかと、学校を使って、宿泊学習ではございませんが、そういうことをやったり、炊き出し等と一緒にやったりということで、防災教育に努めているというふうなところもございます。ですので、学校、教

育委員会はもちろんですが、保護者の方々を含めて、そういったご理解が得られれば、取り組んでみてもいいのかなというふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

防災に関してはやはり地域の協力が必要だということが総務部長からも常々出ていますので、協力を待っているよりも、やはり行政のほうから入り込んでいって協力を要請して、一緒になって取り組んでいくと、そういうことがぜひ必要ですので、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、3番目の運動公園の運営等についてですが、これまで、その打ち合わせ会議ですか、2回実施したということですが、そうしますと、この2回前は全然そういう調整会議は行われていなかつたという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

23年度までは直當で管理をしていたということがございます。平成24年度からは管理委託という形になりましたので、管理人も含めて、共通認識をするために管理者会議を開催しているという内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

管理方法が変わったので、こういう調整会議ができるようになったということで、これは早急な対策、対応ができなければ会議の意味がないので、早急な対応をお願いしたいと思います。

そして、24年度の事務事業シートには、運動公園の管理等について、次年度における対応方策ということで、施設の維持管理を計画的に行いますと書かれているんです。ところが、計画的に行われていないのが現状ではないのかなと思いますので、問題点を把握したら早急な対応をするという予算確保の動きをぜひお願いしたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

施設の管理につきましては、職員が現在も定期的に施設を見回って、現状等の把握に努めてございます。そういう中で把握した課題、あるいは先ほどの管理会議の中での課題、そういったものにつきましては、なるべく整理をした上で、当該年度に対応できるものは当該年度に対応すると、また、次年度に予算を要求するものにつきましては次年度ということで、整理をしながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ、対応については、1年以上持ち越すことのないように対応をお願いしたいと思います。

続いて、2番目の公園設備等の更新、充実策ですが、維持管理するのは当然なんですが、利用者をふやすことがやはり必要だと思うんです。

例えば、一例を挙げますと、少年団のソフトボール大会が8月に行われたんです。これは、かすみがうら市のチームが周りに声をかけてやり始めたものが非常に大きくなって、県内だけではなくて県外からも来る大きな大会になっています。ところが、かすみがうら市ではわかぐり運動公園で、ソフトボールのホームラン用のネットがないんです。どうしたかというと、近隣の自治体で持っているところから、わかぐり運動公園は4面とれますので、4面分のホームラン用のネットを借りてきたと。非常にお粗末な体制が、かすみがうら市なんです。

ですので、こういう問題点も、把握しているのかどうかわかりませんが、やはり利用者からの声を聞いて、設備として不足しているものは充実させていくと、壊れているものを直すのは当然ですけれども、充実策を設けていただきて、対応していくことが必要だと思うんですが、利用者の声をどのように取り入れていくのか、何か具体的な動きをしていましたらお伺いしたいですし、今後取り入れる機会を設ける考えがあるのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

利用者からの声、特に団体からの声につきましては、団体との話し合いの席、あるいは委託関係の実績報告等の中でも意見の交換をする機会がございますので、そういう中で、利用者の声、あるいは団体の声を吸収してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

スポーツ関係を担当する生涯学習課の職員が非常に少なくて、動きづらいという部分もありますが、当市にはいろんなスポーツ団体の協会等がございますよね。そういったところと連携を密にして、要望を取り入れていっていただきたいと思います。

このスポーツ振興という部分については、かすみがうら市はちょっと後ろ向きかなという気もしないでもないんです。私、今月、ソフトボールで市の代表として県大会へ、結城市へ行ってきました。我々は仲間内の車の乗り合いで行ったんですが、やはり幾つかの自治体は市のバスで大会へ来ているというのもありました。やはり協力体制が違うのかなと思います。

スポーツ振興という全体の中で、運動公園等の運営も含めて、今後どうあるべきか、改善していくものは改善していくと、そういった取り組みをぜひしていただきたいと思います。

最後に、4番目の教育振興基本計画ですが、学校統合に伴う考え方は、適正規模化や統合住民説明会の経過を踏まえてから、個別に計画を策定し、推進すると、教育長は答弁されているわけですけれども、やはりこれは進め方が逆のような気がするんです。やはり大きな考えがあって、それに基づいてみんなが動いているわけです。個別の考えが、結論が出てからそれを組み合わせて大きな考えをするというのは、非常に手間もかかるし、考えも調整が非常に難しいと思うんです。

そういうことからすれば、教育振興基本計画に、小中学校の統廃合を含めた教育の考え方そのものの考えを織り込んだものに見直していくのが必要だと思うんですが、その点では、教育長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

第2次の教育振興基本計画を策定する段階では、学校適正規模化がどの程度進行するか、ちょっと予想もつきませんでしたので、ちょっと甘い点があったかと思います。しかし、今、めどがつきましたので、今度は、議員ご指摘のように、きちっと示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私が言いたいのは、適正規模化が進んだから見直していく、それも一つの方法ですけれども、じゃ、適正規模化は何を根拠に始めたのか。やはり教育振興計画があって、それに基づいてだと思います。ただ、今回の適正規模化は、申しわけないですけれども、数字合わせのような気がしてならないです。

例えば、今、教育問題では、一人一人の子どもに丁寧な対応をする、そのためには少人数クラスが望ましいという声があります。文科省の調査では、26人から30人ぐらいがいいというのは約6割、それ以下でもいいというのが約9割なんです。これは保護者の回答ですけれども。やはり少人数学級化を進めているわけです。

そうしたときに、下稲吉小学校、下稲吉東小学校、そういうものを含めて、小学校教育はどうあるべきかと。そして、最近ではやはり小中一貫教育というのも取り上げられています。地域はかわりませんけれども、どこにいても同じ教育を受けられるのが義務教育だと私は考えているわけです。

そうしたときに、横浜市の教育振興計画を見させていただきました。これは、やはり長期計画から中期計画、そして、より具体的な計画が網羅されているんです。同じ教育に対する振興計画でもこんなに違うのかと思うような内容になっているんです。具体的には、横浜市のこの計画では、5つの目標というのを上げております。その中には、横浜型小中一貫教育の推進、この横浜の教育振興計画でやはりよいなと思うのは、何年までにどういうことをやるという目標が具体的に書かれているんです、振興計画の中に。

ところが、当市の振興計画には、項目ばかりで、具体的な数値目標や実施年度というの一切ないんです。これは計画とは言えないと思うんです。そういう点からしても、やはり見直しをして、より市民に、かすみがうら市の教育はこう考えている、その菅澤色を出すというのも一つの方法だと思うんです。

そういうことで、ほかの自治体の教育振興基本計画なども参考にしながら見直していただきたいと願っているわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

川村議員ご指摘のとおりだと考えております。なるべく具体的に、いつまでにどういうことをしたいと、それから将来の目標としては、将来ビジョンとしてこういう学校、こういう子どもを育てると、そういうビジョンを示すこともまた大事だと考えておりますので、今後検討してまいります。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

教育というのは非常に今注目されていますし、保育所の問題等もございますが、かすみがうら市に住んでいる人は非常に気にしております。ぜひ前向きな対応で早急な見直しをしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時59分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続いて会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

7月21日投票で行われました参議院選挙で日本共産党は、比例代表、目標としていた5議席を確保。選挙区では、東京、大阪、京都の3選挙区で議席を勝ち取ることができました。非改選議席の3議席を合わせて11議席となり、議案提案権を獲得。議院運営委員会に委員を出し、本会議で発言できる院内交渉会派となりました。

ご支援いただきました市民の皆さんに心より御礼を申し上げたいと思います。

選挙戦全体では、自民党・公明党の与党が過半数を獲得し、衆参ねじれが解消したと言われますが、国民多数の声と自民党政治とのねじれは一層深刻になっております。消費税増税、原発再稼働、憲法9条改定、TPP問題、米軍基地問題など、直面する国政の重要課題をめぐって、安倍内閣の姿勢と国民との矛盾はいよいよ深まり、激動的な危機が進展していくかざるを得ないと思います。

日本共産党は、これからもあらゆる問題で自民党と正面から対決し、暴走にストップをかける、頼りになる政党として大いに力を發揮する決意でございます。

そして、国が、住民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたら、それに立ちはだかって、住民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす、これが本来の自治体の仕事であります。私は、その立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

茨城は、J C O事故を体験し、今回の福島原発事故でも、福島に次ぐ放射能被害を受けています。事故以来2年半を迎えた現在、放射能汚染の問題は、次第に人々の話題から離れつつあるように見えます。しかし、一度降った放射能は、半減期はあっても、消え去ることはありません。放射線被曝は、少量であっても、将来、発がんなどの健康被害が起きる可能性があります。放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全という閾値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の大原則です。私は、その観点から、放射線への感受性が高い子どもの健康を守るために取り組みを継続していくことの必要性を強調してきたわけであります。

問1、汚染土壤の保管対策を含むこれまでの検討課題と放射性物質に汚染された当市の記録報告書作成の進捗状況について伺います。

放射能被害を最小限にすることが行政の役目です。それには、継続的な調査、測定、除染などを実施することあります。

1、保育所や小学校でのきめ細かな測定の継続と、結果及び図式化による公表について。

2、汚染土壤の保管容器の確保について。

3、学校給食で配給される牛乳のゲルマニウム半導体検出器での測定について。

4、一般住宅の除染作業に対する除染指導や土のう提供などの具体的支援について。

5、20年後、30年後の放射線障害への対策として、放射性物質に汚染した当市の状況の記録報告書の作成について。

以上5点について答弁を求めます。

問2、霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて。国や県、関係機関との連携による調査等の現況と進捗状況についてお伺いをいたします。

福島第一原発事故に伴う放射能汚染で、霞ヶ浦の流入河川の泥の放射性セシウム濃度を独自に調べているN P O法人アサザ基金と市民団体は、5月14日、県が霞ヶ浦の放射能汚染対策を積極的に行ってこなかったことに大きな不安を感じているとして、改めて橋本知事あてに、霞ヶ浦・北浦の放射能対策に対する要望書を提出しました。しかし、6月14日の県からの回答書では、前向きな対策なるものは見られませんでした。ただ、その中で、国に対して、河川等における実効性の高い除染技術を確立し、除染ガイドラインを改訂するよう願っているとの回答がありました。そこで、同団体は8月5日、環境大臣あてに、除染等ガイドラインの改訂を求める要望書を提出しております。

このように、アサザ基金や住民団体が真剣に霞ヶ浦の放射能汚染対策に動いているにもかかわらず、行政の取り組みについては、目立った動きがありません。同基金は、霞ヶ浦問題協議会の会長でもある中川土浦市長にも、同様の趣旨の要望書を提出しているようです。

私は、当市も参加する霞ヶ浦問題協議会において、対策を真剣に練るべきだとただしてきました。その後の霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて、市長の答弁を求めます。

問3、原発事故子ども・被災者支援法について、積算線量計を用いて年間被曝線量を推定する

モニタリング調査など、市の取り組み状況について伺います。

原発事故の被災者の健康や生活を支える子ども・被災者生活支援法ができて1年以上もたつのに、政府は何ら具体的な対策をとっていません。この不作為は違法だとして、原発被災者19人が、国に支援策の早期具体化を求める裁判を東京地裁に起こしました。原発事故から間もなく2年半、先の見えない避難生活の長期化に心身とも疲弊している被災者のせっぱ詰まった訴えであります。

同法は、原発事故で拡散した放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について、科学的に十分に解明されていないとの認識を示し、被災者の不安解消と安定した生活実現に寄与すること、特に子どもや妊婦などへの配慮が必要であることを掲げました。

ところが、施行後1年2カ月過ぎたのに、法律が国に策定を義務づけた基本方針づくりは、一向に進んでおりません。基本方針で一定の基準以上の放射線量の地域などを具体化しないことには、支援策は動きようがありません。市は国に対して基本方針の早期策定などを求めるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

また、前議会で、積算線量計を用いた市民個々人の年間被曝線量を推定することについて、モニタリング調査を実施することを要請しました。その検討結果の報告を求めます。

問4、東海第二原発の過酷事故への地域防災計画について。

東海第二原発から30キロ圏内にある14市町村と茨城県は、地域防災計画の中で、原子力災害対策の策定が義務づけられました。しかし、福島原発事故による放射線汚染の広がりを見れば、30キロ圏外の市町村であっても、原子力災害対策が必要です。当市も地域防災計画の中で放射性物質及び原子力災害対策を策定していますが、避難手段、避難ルート、避難先など、住民の広域避難計画がありません。避難計画を具体化できるのでしょうか。また、避難指示の大もとは国と考えますが、どのような状況で出されるのか、答弁を求めます。

2、総合的な子育て支援策について。

問1、さくら保育所の廃園問題にかかわって、公立保育所と民間保育所の役割について伺います。

去る4月25日、市長は、さくら保育所の保護者説明会で、民間の3業者がそろって建設が実現すれば、さくら保育所は来年3月末に廃止するとの発言があり、保護者からは不安の声が上がっています。

昨年、さくら保育所は民間事業者に全面的に運営させるという公設民営化方針を打ち出しましたが、不調に終わり、現在も市立保育所として運営しております。

厚生労働省の調査によれば、月齢6カ月の子どもの親で保育サービスを利用したい人の74.5%が、公立の認可保育所と答えております。公立保育所は、児童福祉法24条のいう保育実施義務を果たす、最も基本的な施設であります。公立で保育が提供できないときは、民間に保育を実施してもらう。まず公立で実施することが原則だと考えます。

そういう意味でも、さくら保育所を一気に廃園にするというのは問題です。少なくとも段階的な措置が必要と考えますが、市長の答弁を求めます。

問2、学童保育の現状と今後の実施計画について。

昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法案は、国として学童保育の基準を初めて法令で定め、市町村も条例で学童保育の基準を定めることになります。

そこで、当市の学童保育の現状について、1、学童保育数と入所児童数、2、入所児童数の規模、3、開設場所、4、運営主体別の保育料平均月額、以上4点の報告を求めます。

今後の実施計画についてですが、子ども・子育て支援法制定と児童福祉法改定で、学童保育はどう変わるのでしょうか。現在国は、2015年4月施行を目指して制度の具体化を検討していますが、当市の実施計画、スケジュールについて答弁を求めます。

問3、子ども・子育て支援新制度の問題点について。

この新制度の問題点は、第1に、市町村責任による保育所保育と、その他施設との直接契約制度が併存する、児童福祉法24条1項と2項の複雑な関係という問題点あります。

第2に、支給認定により保育時間に上限設定、必要な保育が受けられなくなる点。

第3に、保育施設、事業の多元化により、保育基準、保育条件に格差が持ち込まれることです。

第4に、保護者の保育料負担がふえる可能性が否定できることであります。

第5に、保育と教育——幼児教育ですが——が区分され、保育は時間預かりの託児的な位置づけになっていることです。

第6に、保育所施設整備費補助金が廃止されることです。

第7に、企業参入が促進され、公費が保育のために使われなくなる点。

第8に、公立施設の民営化、統廃合が促進されることです。

以上3点の問題点について、市当局の見解を求めます。

3、プラチナタウン構想について。

問1、市長のプラチナタウン構想についてお伺いをいたします。

市長は、みずからのブログや市政懇談会の席で、プラチナタウン構想なるものを語っておりまます。市長が考える構想について答弁を求めます。

問2、社会保障制度改革国民会議の最終報告、特に介護保険制度の分野についてお伺いをいたします。

昨年8月に成立した社会保障制度改革推進法は、社会保障の基本原則を自己責任とし、介護保険では、サービスの適正化、効率化、重点化を強く求めました。国民会議の報告書は、要支援と認定された人たち、現在約154万人いるそうですが、これを介護サービスの対象から切り離し、市町村が地域の実情に応じて行うボランティア事業などにゆだねていくとしました。介護が必要と認定された人たちにサービスを提供しないのは、国の責任放棄ではないでしょうか。この最終報告書に対する市長の見解を求めます。

4、向原土地区画整理組合事業について。

この事業は、当初、組合員数67名で、地籍は10ヘクタールでしたが、縮小変更されて、組合員数17、実質14人、地積は6ヘクタールで施行されました。しかし、地形的には、全くの袋小路の状態になっております。縮小されたこの組合事業は、都市計画決定もされず、都市計画道路の一本もありません。全く公共性が担保されない、一民間の宅地開発事業と同じであり、ただ方式が組合だというだけであります。

私は平成5年に、今は元組合員ですが、当時の組合員から相談を受けて以来、この問題に深くかかわってきました。私はこの問題に取り組む中で、この事業は、当時の千代田町当局の仕掛けで始まり、組合施行とは言いながら、町が実質的に施行していることを強く感じているものであ

ります。

問1、保留地の一括譲渡による欠損額増加、その責任の所在についてお伺いをいたします。

売れ残った保留地の一括譲渡による欠損額の増額は約2億円のことですが、その欠損増額の責任はどこにあるのでしょうか、答弁を求めます。

問2、組合事業に対する市当局の異常な介入について。

この事業は、都市計画事業ではありません。都市計画決定を受けない事業で、都市計画道路すら入っておりません。その点から見て、基本的に民間宅地開発と性格は余り変わりません。公的な位置づけを制度として受けていない土地区画整理事業に、どうして市がそれほどかわらないとならないのでしょうか、市長の答弁を求めます。

問3、損失補てんについて、税金投入の問題を問います。

この事業は、既に6億円以上の公金が投入されております。私はさきの議会で、さらなる税金投入は一部地権者への利益供与になるのではないかとただしましたが、市長は答弁していません。一般市民が一部地権者のために税金で負担する根拠はあるのですか、この場ではっきりと答えてください。

5、水道事業について。

私はこれまで、県の過大な水需要計画（水のマスタープラン）の問題点を明らかにし、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業など無駄な水開発事業をやめるよう、再三要請してきました。

問1、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の変更についてお伺いをいたします。

県が無駄な水開発事業を推進する根拠としているのが、市町村との実施協定であります。市長は、企業局に対して協定の見直しについて申し入れたと答弁していましたが、具体的な数値を上げて申し入れたのでしょうか。また、その後、進展はあったのでしょうか。市長からの答弁を求めます。

特に、市長が出島村長だった20年前に、神立駅東部地域整備構想があり、その構想を根拠に、協定の增量2500立方（1日最大給水量）を加え、6700立方メートルと変更を行っております。しかし、この協定が結ばれた当時と現在の想定人口は明らかに違っております。この地域整備構想時の人口予測、土浦、出島、千代田、それぞれ何人だったのでしょうか。また、合併時の直前の霞ヶ浦、千代田町それぞれの需要計画人口、合併時の水道需要計画人口はどうなっていますか、答弁を求めます。

問2、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業などの水開発事業と水道料金の関係について伺います。

国交省は、8月27日発表の2014年度予算概算要求で、八ッ場ダムの本体工事を5年ぶりに盛り込みました。そして、完成時期を15年度から19年度に延期、総事業費は約4600億円としています。安倍政権は、国土強靭化を掲げ、10年間に200兆円という莫大な公共投資を行おうとして、不要不急の新規事業を推進する構えです。しかし、復活した自民党型ばらまきのツケを払うのは、結局国民であります。

一方、県企業局は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業などが完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさむとして、県から水の供給を受けていたる関係市町村からの水道料金の値下げを拒んでおります。これらの大型事業が完成した場合、県の水道原価は引き上がることは必至でありますが、1立方当たりの負担額はどれぐらいになると試算しておりますか。また、水道料金の値下げ

について、国、県に対する県内市町村との協同した要請等の取り組みが必要だと思いますが、市長の答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目1番の汚染土壤の保管対策を含む検討課題と、放射性物質に汚染された当市の記録報告書作成については、総務部長、教育部長、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

1点目2番の霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的取り組みについて、国や県関係機関との連携による調査の現況と進捗状況については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番の原発事故子ども・被災者支援法について、1点目4番の東海第二原発の過酷事故への地域防災計画については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目のさくら保育所の廃園については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、市長のプラチナタウン構想についてのご質問にお答えいたします。

最初に、1番、プラチナタウン構想についてお答えいたします。

日本の高度成長期に起こった首都圏などへの爆発的な人口集積は、今後、この地域の高齢化が進行し、高齢者が増加することが見込まれ、特に都市部においては、介護サービス利用者の急激な増加が予測されており、特別養護老人ホームや高齢者向け住宅などが不足する事態になってくることが見込まれております。

一方、当市では、人口減少などにより地域の活力低下が懸念されており、地域経済の活性、雇用の場の確保、地域の活性化が課題となっております。

プラチナタウン構想につきましては、都市部の高齢者増加と当市の地域活性化の課題を双方が連携することにより、両地域の人々の福利向上につながるものと考え、双方の課題を解決するため、都市部の介護施設等への入居希望者を当市が受け入れるための住宅や介護施設整備の可能性及び体制を構築することを目指しております。

当市では、これらの課題を民間事業者の力をかりることによって地域活性化につなぐことができ、それがひいては都市部の高齢者問題の解決につながっていくものと考え、介護事業者等を会員とする研究会を立ち上げ、調査研究を行っていくこととし、本年7月末にかすみがうら市プラチナタウン研究会が発足したところですが、私もこの研究会に顧問として参加して、会員の皆様方と一緒にひざを突き合わせながら課題に取り組んでいるところでございます。

プラチナタウン研究会では、都市部の高齢者を受け入れる方策の検討、受け入れる場合には、当市の介護医療負担が増加しないよう、住所地特例制度の適用や、当市へ来る前の自治体との協定締結を検討することなどについて、また、厚生労働省で、これまで住所地特例制度の対象となっていないサービス付き高齢者向け住宅について、住所地特例制度の適用とすることを検討しているとの新聞報道もあったことから、有料老人ホームなどのほか、サービス付き高齢者向け住宅

等も含めて研究されることになると思います。

今後は、国、県の動向を注視するとともに、研究会での取りまとめ結果などを参考に、都市部の高齢者を受け入れることによる当市の活性化方策等について検討していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひ申し上げます。

次に、2番、社会保障制度改革国民会議の最終報告での介護保険制度分野についてお答えいたします。

社会保障制度改革国民会議の最終報告におきましては、高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムの構築が大きな課題として取り上げられており、介護保険給付と地域支援事業のあり方を見直すべきとされ、要支援者に対する介護予防給付について、市町村が、地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、段階的に移行させていくべきであるとしております。

また、介護を要する高齢者が増加していく中で、特別養護老人ホームは中・重度者に重点化を図り、あわせて、軽度の要介護者を含めた低所得の高齢者の住まいの確保を推進していくことも求められております。

そういう中ではありますが、具体的には、制度見直しの決定後に国から示される内容を見て考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

4点目1番の保留地一括譲渡による欠損額増加については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目2番、組合事業に対する市当局の異常な介入について、4点目3番、損失補償について、税金投入の問題を問うについてのご質問にお答えいたします。

本事業は、組合施行事業ではありますが、平成4年に、公共性の高い事業として位置づけられております。その後、組合から技術的援助の申請もあったことから、専門的な知識等を有する事業であり、組合単独での運営は困難であると判断、また、他の市町村においても同様な運営状況であったことから、当時から職員による技術的な援助を行ってきたところであります。

しかし、当時のことを知り得る関係者が、退職などにより少数であることから、介入の頻度の度合いについては、明確な答弁ができないところであります。

損失補償について、税金投入の問題を問うについては、前回定例会でも答弁したところでありますが、本事業は、経済事情等の悪化を初め、他要件により、当初計画から数回にわたり保留地の販売単価を下げて販売したため、最終的に欠損額が増大し、組合で清算することが難しい状況にあります。

現在、このようなことから、解散に不可欠な資金計画が成立しない状況にあり、解散に必要な変更申請も県へ進達できない状況であります。

本事業は、当初より公共性の高い事業として位置づけし、当時の町助成金や国・町補助金を投入してきた経過があり、議会側においても承認をしていただいた経過があります。このように、設立時やその後の市執行部及び議会のかかわりの経過を踏まえると、これ以上の債務を増大させないためにも、理解の得られる範囲において助成を行い、解散させることが望ましい形ではないかと考えております。

今後、組合側からの要望書をよく精査した上で聞き取り等を行い、議会と協議を重ね、統一し

た見解を示していきたいと考えているところであります。

5点目の水道事業については、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

佐藤議員の1点目1番、除染土壤の保管対策を含むこれまでの検討課題と、放射性物質に汚染された当市の記録報告書作成の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、各小中学校を初めとする公共施設の除染土壤につきましては、これまで、土のう袋に入れ、ブルーシート等により覆い、保管してきたところでございます。しかし、保管を始めてから2年が経過し、土のう袋の腐食も見受けられるようになったことから、より耐久性の高いフレキシブルコンテナバッグに入れかえ、原則として各施設内に埋設等により保管する方法に切りかえるべく、その費用を今回の補正予算に計上させていただいているところでございます。

次に、一般住宅における除染指導と具体的支援につきましては、既にご承知のとおり、市では空間放射線測定器の無料貸し出しを実施しており、その際、市の除染基準や除染マニュアルを配布し、適宜、除染をお願いしているところであります。また、必要に応じ、土のう袋の無料配布も行っておりますので、ご活用いただきたいと思います。

次に、当市の放射線汚染の記録報告書作成の進捗状況につきましては、東日本大震災以降、当市においてこれまで実施してまいりましたさまざまな検査結果の取りまとめを行い、現在、報告書を作成している段階でございます。できる限り早期にお示しできるよう、鋭意努めてまいりたいと思います。

続きまして、1点目3番、原発事故子ども・被災者支援法について、1点目4番、東海第二原発の過酷事故への地域防災計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、東京電力原子力事故により被災した、子どもを初めとする住民の生活を守り支えるための、被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律につきましては、放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について、科学的に十分に解明されていないことなどのため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域の居住者等、特に子どもに配慮して生活支援等施策を推進することにより、被災者の不安解消及び安定生活の実現を目的としております。

この法律の中で、国の責務としまして基本方針の策定が明記されておりましたが、去る8月30日、復興庁から基本方針の素案が示され、支援対象地域として福島県内の33市町村名が示されました。また、この支援対象地域より広範囲な準支援地域を定めることとされておりますが、現時点におきましては、準支援地域については明確に示されておりませんので、市といたしましては、現在実施しております放射線測定等を継続しながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、東海第二原発の過酷事故への地域防災計画についてお答えをいたします。

昨年実施しました市地域防災計画改訂につきましては、新たに原子力災害対策編を追加いたしましたが、県の地域防災計画、原子力災害対策編の改訂作業が進められていたことから、必要最

小限の表現とさせていただき、県計画の改訂結果に基づき、改訂を予定しているところでございます。

昨年度実施されました県の改訂結果を見ますと、事前対策、緊急事態応急対策とも、主に所在自治体と東海第二原発から5キロ圏内及び30キロ圏内を含む市町村を対象としており、ご質問のように、これらの自治体の責務として、地域防災計画の作成及び修正、避難計画の策定などが明記されております。

また、県においては、今年度、具体的な避難計画策定の動きがありますので、当該計画策定に参加しながら、計画の方向性を注視していくとともに、必要に応じて改訂作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、避難指示についてでございますが、平成24年10月31日に国の原子力規制委員会において策定されました原子力災害対策指針によりますと、地上1メートルで計測した空間放射線量が毎時20マイクロシーベルトを計測した場合には一時移転を実施すると、毎時500マイクロシーベルトを計測した場合には避難等を実施するとされておりますので、本市においては、国が千代田庁舎に設置したモニタリングポストにおいて、当該数値が継続して計測されるような状況になった場合には、それぞれ指示が出されるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策についてとのご質問に関連し、市内小中学校の取り組み状況についてお答えいたします。

各学校における空中線量につきましては、夏休み中の測定と除染をお願いいたしました。その結果を反映した放射線マップにつきましては、9月5日にかすみがうら市ホームページに掲載をいたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

また、牛乳単体のゲルマニウム検査につきましては、現在、茨城県が毎月2回、原乳検査を行っている結果から、安全が確認されておりますので、製品での検査は必要がないと判断をしておりますので、従来どおり、給食完成品での測定及び公表を継続しながら安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、佐藤議員さんの質問にお答えいたします。

1点目、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策についてのご質問に関連し、保育所における取り組み状況についてお答えいたします。

保育所における放射能土壤測定につきましては、原則、毎週水曜日に各施設において測定を実施しております。これらについて公表をしてまいりました。

なお、詳細の測定につきまして、測定を実施しておりますが、この結果につきましては、図式化により結果を公表してまいりたいと思います。

次に、2点目1番、公立保育所と民間保育所の役割について、2点目2番、学童保育の現状と今後の実施計画について、2点目3番、子ども・子育て支援新制度の問題点についてのご質問にお答えいたします。

当市の保育事業につきましては、急速な社会情勢の変化と女性の就労及び就労形態の変化により、保育ニーズが多様化し、保育に対する需要は増大し続けています。また、入所の背景には、子育てへの不安や戸惑いを感じていることから預けたいという実情もございます。

安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりのためには、行政が地域全体の子育ての実情を把握しつつ、地域の保育水準、子育て支援体制の充実など、行政が担うべき役割を明確にし、地域で次世代を育て、何が求められているのかという視点で、公立保育所、民間保育所とともに役割を果たしていくと考えております。

また、待機児童対策や施設の老朽化への対応と効率的な運営への転換を図るとともに、さらなる保育サービスの充実に努めるため、民営化を進めております。

当市の学童保育については、市内全小学校児童数2306名のうち、26.9%が利用しております。各小学校を中心として、公設児童クラブ16カ所、民設児童クラブ4カ所、合計20カ所で621名の児童が入会しております。

対象学年につきましては、現在の児童福祉法においては、3学年までを対象とし、施設の余裕があれば6年生まで受け入れできるとされておりますが、当市の公設児童クラブにおきましては、下稻吉小学校、下稻吉東小学校を除き、6年生まで対応している状況にあります。

なお、公設で対応できない2校につきましては、民間児童クラブにおいて6年生まで対応している状況でございます。

平成27年4月には、児童福祉法の改正により、児童の受け入れ範囲が6年生までに拡大されること、平成28年4月に市内小学校の統廃合が予定されていることから、現在行われている児童クラブについて対応を検討しているところでございます。

また、市内の社会福祉法人及び学校法人、NPO法人などに民間児童クラブ誘致をお願いしているところでございます。

次に、子ども・子育て支援新制度の問題についてでございます。

子ども・子育て支援新制度の整備に向けて、今年度に、住民ニーズの把握のためアンケート調査を実施し、事業計画書を作成していくことになっております。新制度により実施される当市の子育て支援策につきましては、住民ニーズをもとに作成されていくことになります。

ご質問の1点、その他施設との直接契約制度については、心配される点は否定できませんが、認定こども園などについては、現段階でも事業者が保育料を設定できますが、市町村指導により、事業者と協議の上、保育料を決定することになります。

2点目、保育時間の上限設定については、住民ニーズを踏まえ、協議してまいります。

3点目の保育基準、保育条件の格差につきましては、市町村が指導する立場にあり、行政指導

していくことになりますので、基準が低下しないよう努めてまいります。

4点目の保育料などの負担増につきましては、新制度においては、負担が増大しないよう、社会保障と税の一体改革で進めているものです。また、市として、子育て家庭の負担増とならないよう、事業計画を策定してまいります。

5点目の保育と教育が区分される問題ですが、現段階におきましても、保育所、幼稚園につきましては、受け入れ趣旨は違いますが、保育時間、保育内容などは格差はなくなっている状況でございます。今後の計画では、保育に欠ける児童、欠けない児童を保育する方向で混合保育が予想されるため、格差はさらになくなる方向に進んでおります。

第6点目の保育所整備費補助金が廃止されることですが、公立保育所の整備費補助金がなくなり、民間保育所整備費補助金から、さらに認定こども園に移行されていくことから、幼稚園、民間保育園などは、認定こども園へ移行し始めております。

7点目の企業参入の促進につきましては、大都市におきましては株式会社などの民間企業参入が多くなっておりますが、当市の考え方は、保護者が安心して子どもを預かっていただける社会福祉法人または学校法人としていることから、市の基準で進めることができます。

8点目の公立施設の民営化につきましては、既に平成16年度より、制度の改正により進めてまいりましたが、今回、第2段階の措置であり、国の制度に基づき、市では進めていかなければならぬと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目2番、霞ヶ浦の放射能汚染対策の具体的な取り組みについて、国や県、関係機関との連携による調査の現況と進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から大変重要な施策と認識しております。

これまで、平成23年度から合計7回ほどの、環境省と茨城県が、霞ヶ浦湖内及び流入河川の水質及び底質のモニタリング調査を行っております。全体の調査結果といたしましては、河川、湖内ともに減少または横ばいの状態となっております。

放射性物質濃度は、性状のわずかな違いによっても数値の上下変動にばらつきが見られます。今後も継続的に測定を実施する予定となっております。

いずれにしましても、対応方法を明確にできないという状況になっております。市といたしましても、早急に何らかの対策をとるという状況には至っておりませんが、引き続き、国、県、他の自治体及び霞ヶ浦問題協議会等の関係機関と連携を図ってまいりたいと思います。

また、県につきましては、霞ヶ浦問題協議会等の要望を受け、河川や森林等における実効性の高い除染技術を確立し、除染ガイドラインを改訂することを24年11月に国へ要望しております。しかしながら、要望の改訂がなされないことから、ことし25年7月にも同様の要望をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本惠美君。

[土木部長 山本惠美君登壇]

○土木部長（山本惠美君）

佐藤議員の4点目1番、保留地の一括譲渡による欠損額増加についてのご質問にお答えをいたします。

保留地の販売については、景気低迷や地価の下落等のさまざまな要因から販売が進まない中、停滞状態が長期に続き、借入金の利子が増大したため、早期に販売を完了し、借入金返済に充当することができました。

このようなことから組合は、当初の保留地販売額を平成14年度から昨年度末の一括譲渡販売まで4回引き下げております。1回目は平成14年3月に45万円、2回目は平成19年3月に1億1857万4000円、3回目は平成23年2月に5776万8000円、4回目が昨年の一括譲渡により5182万4000円、総額は、2億2861万6000円の値下げ額となりました。その値下げ額が欠損額として計上されているところでございます。これらの計画の変更は、その都度、総会に諮り、承認を得ているところでございます。

また、その責任所在につきましては、経済事情の低迷による要因が主たるものと思いますが、バブル崩壊後の平成4年に新事業を設立したことや、さらには、平成15年の大規模な計画変更時において、当時の組合及び市が社会経済事情の展望を読み切れず、その後、悪化の一途であったことは、少なからず原因の一つではないかと考えております。しかしながら、責任の所在を明確に示すことは難しいところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

佐藤議員の5点目1番、県のいばらき水のマスタープランと実施協定の変更について、5点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業など無駄な水開発事業と水道料金の関係についてのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦浄水場が水道用水の供給を受けております、県中央広域水道用水供給事業に関する実施協定についてお答えいたします。

県と給水対象市町村は、日量24万トンの用水供給事業の実施に関する協定を行っておりますが、水需要の見込みが難しいことから、その対応について今後検証していく必要があると考えております。

県企業局においては、現在の施設能力は7万8000トンでありまして、その見合いの暫定協定水量が検討されております。県中央受水団体からは、受水費用の増加が見込まれますことから、このままでは受け入れは難しいとの意見が出しております。

いばらき水のマスタープランを含め、今後も引き続き、県中央広域水道に関する市町村、事

業体で組織する協議会を通しまして、受水費の値下げや適正な受水量の検討を県へ要望してまいりたいと考えております。

神立駅東部地域整備構想時の人口予測、土浦、出島、千代田、それぞれ何人だったかについてお答えいたします。

平成2年3月に策定されました神立駅東部地域整備構想策定調査報告書におきまして、平成12年度における人口予測は、土浦市が20万人、出島村2万3000人、千代田村3万5000人であります。

合併時の水道需要計画人口につきましては、霞ヶ浦は2万7000人、千代田町は2万6100人であります。

かすみがうら市合併時における水道需要計画人口につきましては、平成26年度目標で4万6200人を見込んでおります。

水道需要計画人口につきましては、それぞれの事業認可申請時のものでございます。

八ッ場ダム事業につきましては、県西用水供給事業のうち、水海道給水系の水源配分に関する国の直轄事業であります。来年度にもダム本体工事に着手するとの新聞報道がございます。

霞ヶ浦導水事業につきましては、県中央用水供給事業の水道水源に関する国の直轄事業であります、こちらは現在も検証中であり、完成は未定となっております。

いずれの事業に関しましても、工事が完成した場合には、水道管理費や減価償却費等が受水費に反映されてくるものと考えております。

事業が完成した場合の1立方メートル当たりの負担額はどれだけになると試算しているのかについてお答えいたします。

霞ヶ浦導水事業が完成した場合、公表されております、建設に要する費用の概算額1900億円を基本とした場合でございますけれども、県中央用水からの1立方メートル当たりの負担額は4.7円を試算しているところでございます。

国、県に対する県内市町村との協同要請等の取り組みにつきましては、県中央からの受水団体で構成する協議会におきまして、今月の6日でございますけれども、県に対しまして、県中央広域水道用水供給事業の料金の値下げについての要望書を提出いたしております。このときには、市長が加わって直接要望を行っているところでございます。

水道用水供給事業に係る事業につきましては、今後の推移を注視していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 4時07分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがありましたので、答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問の中、2点目1番の、保育所が民営化されるに伴いまして、段階的に公立から民営への……

[佐藤議員「さくら保育所、廃園」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

さくら保育所ですね、廃園を段階的にというのは、徐々に、例えば、今、190人定員を100人定員にすると、そういう段階的にやる考えがあるかというお問い合わせであります。それは考えておりません。これは、当初、以前からの民営化計画の中でも考えられておらない措置であります。

それからもう一つ、5点目2番の県中央広域に対する水量の協定計画の見直しをしているかというお問い合わせでありますが、6700トンの協定水量に対しまして、今回、霞ヶ浦地区から千代田地区に水を回すことについて、2100トンが足りなくなるので、その2100トンについては明確に増量してほしいということを言っておりますが、残る4500トンについては、具体的な数字は申しておりません。そういうことであります。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

大変失礼をいたしました。

佐藤議員の1点目3番の原発事故子ども・被災者支援法について、積算線量計を用いて年間被曝線量を推定するモニタリング調査などの市の取り組み状況について伺うにお答えいたします。

いわゆる原発事故子ども・被災者支援法の基本方針が、先ほども申し上げましたが、8月30日に復興庁から示されたところでございます。これに伴いまして、さらにその外側に準支援地域というものがこれから定められるということでございまして、当市がこの準支援地域に入ってくれば、当然、こういう積算線量計も、法律のといいますか、調査の対象になるかと思いますので、これで対応をしていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

原発の問題についてなんですかけれども、安倍首相は、世界最高レベルの安全基準で安全が確認された原発は再稼働すると、そういうふうに再稼働と原発の推進策を述べております。さらに原発の輸出ということまで発信をしておりますが、今回の福島原発事故で、いまだ故郷に帰れない被災者は15万人、停電事故で使用済み核燃料プールが長時間冷却できなくなったり、放射能汚染水が流出して、それがさらに汚染が拡大しかねないという事態になっているわけであります。とても収束はしていないというふうに思います。

そういう意味では、福島の原発の事故の現状を見れば、安全な原発などはあり得ないというこ

とは明らかだと思います。安倍首相は、事故が起きる前は、安全と言い張り、事故後は、安全対策をとれば大丈夫だと言い逃れると。これは、何が何でも原発を再稼働させるという、この安全神話そのものではないかと思います。収束宣言を撤回して、東電任せではなく、文字どおり国が主体となった体制に転換すべきだと思います。

即時原発ゼロを決断して、自然再生エネルギーへの転換を図ることこそ現実的な選択だというふうに考えますが、改めて福島第一原発の現状について市長の見解を求めたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も、佐藤議員の主張に対しましては、基本的に、おおむね基調においては一致するところであります。原発は、いわゆる例え話としてトイレのないマンションであると言われますが、全くそういうことだろうという意識のもとに、ことしの3月に脱原発・反核都市宣言というのをやらせていただいた経過がございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

具体的な問題なんですけれども、いずれにしても、汚染土壌の問題のその保管の仕方、これについては予算化したということは評価されると思います。

それと図式化については、確かにホームページに、私、見ました。その中に、図式化されたのはよかったですけれども、いわゆる地表面の5センチというのが載っていないんですね。前に私が示しましたけれども、つくばでは、地表面と地表の50センチというふうに併用して数値を上げているんです。ぜひそういう形で、数値も、地表面、今、5センチをはかっているでしょうか。それも上げてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

現地のほうの測定等の状況を見ながら、図面化、ホームページのアップについては検討したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから保育所なんですけれども、まだ図式化していないと。いつ図式化する予定ですか。また同じように、今、5センチというか、小さい子は余計小さいですから、その点も含めてお答えください。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

まず、図式化ですが、図式化のほうは実施しております。先ほど、私、そのように言ったつも

りだったんですが、測定はしておりますので、それは公表することに考えております。

[佐藤議員「図式化されているんですか」と呼ぶ]

○保健福祉部長（木村正美君）

ええ。おっしゃっているのは、平面図に落としたことですよね。ええ、実施しております。

あと、地表5センチにつきましては、現在測定してございません。50センチでやってござります。ですから、教育委員会のほうとも相談して、対応していきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地表5センチというのを実施したということで、私、評価したんです。保育所のほうはやっていないということだったんですか。いや、私はちょっと認識が不足していました。逆に、地表5センチを、これはぜひ保育所のほうはやってもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

はい、そのように検討してまいります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、原乳のほうは検査していると、月2回、データが来ているということなんですけれども、これはゲルマニウム半導体で検査しているということの理解でよろしいんですか。ですから、少なくとも5ベクレル以下ということが、今の学校給食、毎日毎日恒常に食する米とか麦とかパンですね、そういうものについては牛乳も含めて5ベクレル以下ということなんで、それはゲルマニウム半導体で検査しているというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

茨城県の原乳の放射性物質の検査状況につきましては、県内の3カ所の原乳について、毎月2回、ゲルマニウム半導体検出器により検査を行い、県のホームページで公表をしております。

検査につきましては、いずれも基準値キログラム当たり50ベクレルを下回る、検出せずということでございますが、この検出せずということにつきましては、この測定器の検出限界値を下回ったものということでございます。

参考までに申しますと、3カ所のセシウムの合計値の検出限界値としましては、常陸太田市がキログラム当たり1.25ベクレル、笠間市がキログラム当たり0.75ベクレル、常総市がキログラム当たり1.23ベクレルということで、佐藤議員さんのおっしゃる5ベクレルは下回る数値を検出限界値として公表されております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

それから、霞ヶ浦の放射能対策の問題なんですけれども、湖心の中の底泥の放射性セシウム、今、湖床ですか、はかっていると言っていますが、一番新しいデータでどのぐらいの値ですか、セシウム。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

霞ヶ浦の湖心ですと、今までの推移を申し上げますと、7回実施しておりますけれども、1回目が221、2回目が900、3回目が178、4回目が151、5回目が630、6回目が310、7回目が300ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

かなりばらつきがあるということの意味を言っているんじゃないかなと思うんですけども、測定のやり方はわかっていますか。どういうふうに測定しているか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

底泥の採取の仕方と思うんですけども、底泥の採取の仕方については、採泥器というのがありますて、15センチ、15センチの四方のもので、底におろしまして、挟むような形で採取しているということでございます。測定の仕方は、3回以上を採取して、まぜてサンプルとして測定をするということでございました。

また、そのとる深さでございますけれども、このマニュアルにありますのは、表層から10センチというようなことで書いてございます。ただ、取る箇所によりまして、それが一定でないようございます。もっと浅いものとか深いものとか、まあ深いものはありませんけれども、今、実際、霞ヶ浦周辺の湖底での採泥深という、深さですか、それを示されていますけれども、一番深いのが10センチ、一番浅いのが3センチ程度で採取されているというようなことでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

霞ヶ浦の魚ですね、いわゆる採取が、とるのが自粛されている種類、どのぐらい数ありますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

キンブナ、アメリカナマズ、ウナギ、ゲンゴロウブナということで、4種類ということでござ

います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そのセシウムはどのぐらいの値かわかつていますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ウナギで申しますと、何度か検査はしておりますけれども、2013年6月4日については、セシウム134が19.9、セシウム137が45.7というようなことでございます。随時行っていますので、ばらつきがございますけれども、この前後かと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、ウナギは幾つと言っていましたか。合計したら幾つになるんですか、セシウムは。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

64です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

64ということは、なぜこれが自肃になるんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

解除の要件といたしまして規定がございます。天候による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする区域から、原則でおおむね1週間に1回、複数の場合でも少なくとも1カ月以上の検査をし、その結果が安定して基準値を下回っていること、また、過去に基準値を超過した当該魚種の検体が採取された場所でも必ず検査して、安定した形で基準値を下回るということが解除の基準ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

余り話をしてもしようがないので、いずれにしても、今、霞ヶ浦の漁業者のはうは、操業はしているんでしょうか。その実際の操業の現実について報告願えますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

シラウオとかワカサギのことによろしいんでしょうか。

[佐藤議員「ウナギはとれないんでしょうか」と呼ぶ]

○環境経済部長（根本一良君）

はい。そうすると、シラウオとかワカサギについては、まず豊漁ということを伺っています。また、問屋の買い入れにつきましては、シラウオも50キロ、ワカサギも50キロということで、それが基準になっているようございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

え、何、50キロしか引き取らないんですか。豊漁だから、どのぐらいとれるんでしょうか。そうすると、どのぐらいのパーセンテージになるんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

買ってもらえる数量しか、ちょっと把握していないものですから、全体でどのくらいとれるかというのは、ちょっと把握していません。すみません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

このワカサギとかシラウオのベクレル値はどのぐらいですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

手元の資料で値がありますのは、8月6日のものがございます。ワカサギについては、134が一応検出せずということで、セシウム137が13.8ということで、低い値を示しております。また、シラウオにつきましても、8月6日の資料でございますけれども、134が4.53、137が12.5という数値でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、シラウオとか、それからワカサギはかなり不検出だったりしているということなんですねけれども、このウナギとか、あと今言ったギンブナ、ゲンゴロウブナですか、これはなぜこの放射性物質、ベクレル値が高いのか、これは原因はわかっているんでしょうか。分析は、どういうふうな形で見解を出しているか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

関係機関で確認したわけではございませんけれども、代表してウナギを申し上げますと、雑食性で、一番底の魚でございますので、そういう中でのミミズとかそういうものを捕食したことだと思いますので、そういう口に入るものから体に蓄積とか、そういう形が考えられると思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それは環境経済部長の見解でしょう。県とか環境省はどういうふうに見解を出していますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それについてはちょっと確認をしていませんので、申しわけありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やっぱり、今、アサザ基金の飯島代表が、一部の河川では放射性セシウムの濃度が減っていると、だんだん流れているんだということを言っているんです。環境省と市民団体の調査でそこがあるんです。だからこのアサザ基金なんかは、一緒になって研究しようじゃないかというふうに言っているわけなんですけれども、これは、霞ヶ浦問題協議会の中川市長は、このアサザ基金のメンバーの申し入れなんかはどういうふうに答えているか聞いていますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

去年、申し入れがあったのは聞いていますが、今回の総会があったんですよね。そのときは、アサザ基金の話は出ませんでした。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、霞ヶ浦は、農業とか漁業も含めて140万人が利用するということで、非常に命の水だというふうに言われています。県西用水もここから取り上げているわけですから。そういう意味では、実態を把握するためには、民間と行政、研究機関、企業が力を合わせて分析する、これが対策を講じるべきだと、もうずっとこう言っているんです。ところが、県も国のほうも何か答えていないんです。

そういう点では、やはりこういう協同してやっていくということが必要だと思いますが、市長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦問題協議会、また、かすみがうら市として、あるいは市から市長会にいって、市長会から県に出していますが、いわゆる基本的には、最終的に国が、森林とか流入河川、そういうたところの効果的な除染対策、これを打ち出すべきであるということを要望しております。もちろん、モニタリング調査をやれということはやっているわけでありますが、その効果的な除染方法については、今のところ国からも返事がないし、県でも国に申し入れをしているけれども、県としては回答はもちろんできない立場であろうかと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなか、除染技術をどうするかということだけじゃなくて、実際に調査を協同してやるということが大事だというふうに言っているんです。それを強調しているんですけども、なかなか一緒にやらないと。

実は、9月1日に石岡で、まちづくりを考える講演会というのがあったんですよ。そのときに宮崎大学のイリエタカオ先生が、高度成長期以来、国による大企業や大型公共事業を誘致する外來型開発によって、地域経済は断片化し、自律的な発展を阻害されてきたと。したがって、これまでの大企業誘致や大型公共事業頼みの外来的開発ではなく、地域の政治経済制度、それに根差す3つの地域の循環型の経済発展が必要だと。それは、地域経済の循環、それから公共、民間の循環、環境、社会の循環、この3つだというふうに言って、内発的な発展を図るべきだというようなことを言ったんです。

市長ね、プラチナタウンの話をちょっとしましたけれども、まさにこのプラチナタウンは、どちらかというと外來型開発、いわゆる誘致型というふうに私は考えられるんです。今、内発的な発展というのは、地域経済の循環型のまちおこしが必要だということですので、この霞ヶ浦は今、漁業者が困っている。今、ベクレル値がかなり低いと、シラウオにしてもワカサギにしてもですね。そういう風評被害が拡大しているんであれば、逆に、この霞ヶ浦の地域経済をどういうふうに守るというか、発展させていくかという、こういう形で、経済としてどのように位置づけておりますか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに今、佐藤議員がおっしゃったように、内発型の、いわゆる地域循環型ですね、これは大切なことだと思います。私が今その想定しているプラチナタウン構想というのは、まさにそれが該当するのではないかと思います。

どういう意味かと申しますと、いわゆる事業者ですね、主体になるのは事業者、民間です。基本的には市内の事業者がベースになるわけですが、ですから、研究会のメンバーとしては市内も入っておりますが、市内とかすみがうら市だけで閉鎖的に、市外の業者はだめよと言ってはおり

ません。ですから、かすみがうら市で事業をやるんであれば、市外の業者でもいいですよと。ですから、研究会には市内外の業者が入ってきております。そういった業者がみずからその事業を起こしてもらうことによって、かすみがうら市の雇用も出る、それから、かすみがうら市のお米も食べるということです。

だから、かすみがうら市のお米を東京の人に食わせちゃだめだということはないと思います。かすみがうら市のお米をかすみがうら市の人だけで食べて、こうやって循環するんだというんじやなくて、それは閉鎖経済とは違いますから、内発的というのは閉鎖的とは違いますから、私は、まさに内発的なことだと思います。

[佐藤議員「霞ヶ浦というのは、湖の霞ヶ浦」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、プラチナタウンの話……

[佐藤議員「プラチナタウンはいいです。わかりました。それで、今、湖の霞ヶ浦をどういうふうに経済発展し続けていくかということです」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦のいわゆる湖の水産資源とかということですね。あるいは水産資源だけじゃなくて、霞ヶ浦というのは、すごい観光資源としてのとらえ方もできると思うんです。霞ヶ浦そのものは、いろんな素材になると思います。水も資源ですし、魚も資源ですし、自然観光の資源にもなり得ると思います。

だからそれをかすみがうら市のみずからのものとして取り入れるということは大事だと思います。単なる魚をかすみがうら市内で循環型に消費するとか、よそへ売るとかと、そういう狭い問題じやなくて、霞ヶ浦のいろんな多面的なものを資源として使っていくということは非常に大事だと思うので、そういう意味で、内発型、かすみがうら市にある霞ヶ浦を生かしていこうというのは、大いに賛同できるところであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

地域防災の避難計画については、基本的には、県が具体化していかないと、なかなか策定をするのが難しいというお答えと理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

議員ご指摘のとおりでございます。5キロ圏内、30キロ圏内ということで、その避難経路を今、県が策定しようとしていますので、それが決まらないうちは、市のほうでもなかなか難しいというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、国の避難指示なんですけれども、空間線量が20マイクロシーベルトになつたら避難指示が出てくるだろうと。20マイクロシーベルトになつたら大変じゃないですか、逆にね。こんな20マイクロシーベルトになつたら、もう飯館村みたいなものになっちゃうんじやないかと思うんですけれども、これについてどういうふうに思いますか。

まあこれは、思ってもしようがないね、国がそういうふうな方向だから。通常の400倍なんだよね。これはとても、市民……、市民というか国民にも納得されないような数値だと思いますが、これを聞いてどう思いましたか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

国の指針として出されているものですので、このとおりかなというふうに私は思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

余り議論がかみ合わないので、これ以上やめたいと思いますが、さくら保育所の廃園の問題にかかわってですね、お尋ねしたいんですけども、いま市長は廃園は決まったみたいな言い方をしましたね。民営化したんだから廃園だと。でも12月に決めるといったでしょう。その判断をするというのは、それはもう廃園だってなぜいま答えたんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

民営化に伴ってですね、いわゆる段階的に廃園になる場合にですね、公立が廃園になる場合に、それをいっきに廃園しないで段階的に廃園するというふうな質問だと思ったんですから、廃園を前提としてお話をしたんであって、最終的な廃園の判断は、あくまでも12月の議会に提案するのが適切かなとこう考えております。その前に判断をするということあります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

12月に判断するというのは、12月にさくら保育所の設管条例の改廃の提案をするという意味ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この秋に民営化を予定している保育所の進捗状況をみまして、12月の定例会には設管条例の、廃止を提案したいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

6月の議会とちょっと違いますね。質問と。まだ着工もしていないと。姿も見えていないという話だったんですよ。それで、判断するのは12月に判断するというふうに言っていたんですよ。設管条例の話までは、しておりません。やっぱり一番ね、今、段階的というのは、私が言ったんですけれども、今回の市長がですね、さくら保育所を廃園にするんだと、4月25日ですか、説明会をやったでしょう。だからその保護者の皆さんは驚いたわけですよ。そういう意味では、保護者の合意をね、諮ることなく、市長独断で一方的に発信するというのは、問題なんじゃないのかなと思いますが、その点はどうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

なんか誤解があるようありますが、昨年の佐藤議員は、民営化すべき事業体ですか、民営化の事業体を選定する委員長をやっていましたね。それで、一番ご存知だと思うんですが、こしの4月に廃園を前提として、事業者選定をやっていったわけあります。廃園というか、民間事業者への移管を前提として、事業者選定を、いわゆる民間への完全移行を前提として民間移行をやっていったわけですね。それが、たまたま1年延ばしたわけですよね。いろんなことがあったんで、1年延ばしたわけです。1年延ばしたということは、来年の4月です。来年の4月1日には、民営化した保育園ができるということあります。で、今回は、いわゆる手法をかえたわけですね。民営化の手法を変えたわけです。それは民間の事業者で別な保育所ができあがってきて、さくら保育所と同じだけの定員になれば、あるいはそれ以上の定員になれば、これは自動的にさくら保育所は民営化されて公立で置いとく理由はもちろんなくなるわけです。ですから、廃園ということになるんであって、論理的に何ら問題ないわけです。ただ、廃園の最終決定の時期については、こしの12月の設管条例を提案するかしないか、するという場合にはもう廃園を決断したということですから、その決断はまだ最終決断はしていないよと。ただ、ほぼもう4月1日に民営化するということを決めたということは、定員で、いわゆる民営化の定員分プラス公立の定員分、合計すると400名とか500名の収容定員数はいらないですから、これは論理的に当然そういうことになるということです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

数字的なね、論理的な話だけではダメなんです。現実的なものを見なければ。ですから、さくら保育所は、この場合、公設民営化であれ、さくら保育所には入るんですね、皆さん。公設ですから。で、それが民営化、民間が運営するだけですから。そういう意味では、いろんな引継ぎだとかなんとかの問題については、現存するところに入るから、あまり抵抗はないよと。ただ事業者がきちっとした事業者でなければならないということで、かなり議論がされたわけですね。今回はですね、私が合意を得ていないというのは、いろんな不安があるというのは、現実なんです。さくら保育所に今まで通所しているわけでしょう。何年かはそこに通園するという、これが前提になっているわけですよ。入所すればね。そうでしょう。だって1歳児だったら、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児にいくわけですから。そういう中で、今回、父母の会から、さくら保育所

の維持継続を求める請願書が提出されたんですね。紹介議員は、私を含めて10名ですけれども、父母の会はですね、事業者選考委員会があったように、民営化自体には反対しているわけではないというふうに強調しています。で、新しい民間保育所が地域に定着するまで、さくら保育所を運営してほしいということなんですね。だから、段階的と言っているんですよ。いっきにポンとね、さくら保育所がなくなって、ポッと行けと言われたって、まだ形もみえていないんですよ。これ事業者がどういう事業者なのか。保育士がどうなのか。それは見えていないんですよ。それも協議されていないわけでしょう。だからますます不安になるわけですよ。ですからそこに、彼女たちというか、保護者たちの意見が、かなり出ているわけですよ。人数的にもですね、もう800名を超えている署名になっているわけですね。私が言うのは、そこで問題なのはですね、市長がいろんなとんでもない発言をしているんですよ。これ父母の会が説明用に持参した資料によると、8月26日の市政懇談会、私も出席しましたけど、そのとき市長、父母の会のメンバーと終わってから会話をしたようありますが、その時にですね、もうこれ以上市長にお願いしても無理だと判断したと。これね、懇談会終了後、これ父母の会で書いてるやつですよ、市長自ら保護者のところに来て、「私の予定の空いている日を教えるから説明会を開こう」と言いましたと。私たちから、「事業者も一緒に説明会を開いて欲しい」と伝えると、明確な返事がないまま、さらにさまざまな問題を伝えると、「あんたらの言うことは聞いていられない、納税者ことを考えなければならない、民営化するためには一時的な混乱も仕方がない、子供たちが犠牲になるのも仕方がない」、こんな発言をしてるんですよ。これは、こういうふうに書いてありますから、間違いないと思うんですけども。あんたらってなんですかというふうに書いてあるわけですよ。私はね、それからその後も問題だと。9月6日に説明会をやりましたね。その説明会のときにも、「さくら保育所の廃園は、執行部や議会でも認めてもらっている」と。廃園は事実上決まったというような発言をしているわけですよ。私が話しているのと、市長がただ数字的なロジックだけで進めるというのは、やはり、かなり子育ての皆さんにとっては、大きなギャップがあるんですよ。そういう認識が足りないと思うんですよね。だからもう、9月6日の説明会は、廃園のための説明会だというふうに思っちゃって、市長参加の説明会そのものが、さくら保育所廃園が前提の説明会だったと。だから、だんだん、だんだん、不安が、心配が、大きくなつたというふうに言ってるんですよ。このような不安をさせてですね、子育て世代の皆さんに、子育てしやすいかすみがうらだと言えますか、市長。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

本日の会議時間は予定しております日程が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

えーと、課題がいくつもあるようあります。まず、順をおってお話をさせていただきますが、

4月の多分、25日だったと思うんですが、さくら保育所の説明会をやったわけですね。そのときは、昨年からの引き続きのあれで、民営化の手法を変えたよという説明をしました。それで、民営化の、その当時、ちゃんと多分3カ所の予定の話が出てきたんだと思います。で、その三つの事業者ですね、やりたいよと言っている保育所のトータルの収容人数、いわゆる収容可能人数、児童数ですね、それを集計しますと、250名とか270名の数字になると。まだ、その時点では確定はしておりませんでしたが。まだ民営化のほうの計画がはっきりしていなかったんで。多少流動的だったんで、その時点では少なくとも250名は超すだろうと。ということは、さくら保育所は、いまの児童はそっくりそっちにいけるということでありますから、これが論理的な話で、私は説明をさせていただきました。で、おおむね、その前に議会等やなんかではそういうことを3月にも言っていたと思うんですが、12月の議会でも言いましたよね、その前にもね。ああ、12月にはまだ言っていません。民間の保育所の申し入れがあったんだか、なかつたんだか、いまちょっと明確ではありませんが、いずれにしても民間の事業者が自発的にやりたいということなんで、じゃあ、そっちのほうにおまかせをすれば、そっくりさくら保育所がいらなくなるということで、そういう方向は議会等にもお話をしていたと思います。で、それを4月25日にお話をさせていただきました。明確にさくら保育所の人たちがその話を聞いたのは、もしかしたらそのときが最初かもしれません、私はその前年度にですね、説明会の開催が非常に少なかったということが、あるいは、説明会が遅かったということが、大きな要因になっちゃったと。1年先送りをせざるを得なかつた最大の原因は、説明会が少なかつたことだというふうに、私は理解します。ですから、間際になっちゃって、25年4月の開園は諦めたということです。で、そういう反省から事務方には強く言ったんですが、説明会は頻繁に開くようにと。そういうことを強く言ったんですが、つい、9月6日まで説明会を開かなかつたんですね。それで9月6日の説明会に至つた経過なんですが、8月の市政懇談会でその話を聞きました。私は、そのときに、なんだと思ったんですね。本当に意外だったんですよ。で、気にはなつていたんですが、担当者まかせにしてますし、その中間にわかぐり保育所で似たような説明をやっています。で、そのとき、さくら保育所についても、多分言及したと思います。閉鎖するということも。将来的には、わかぐり保育所も民営の対象になっていくんだよと。で、設置の仕方は、いわゆる民設民営ですから、公設民営ではありませんよと、多分話をさせていただいたと思います。そういう中間で、わかぐりの説明会もありました。だけど8月の市政懇談会で、説明が足りないといわれたんです。私は、そのとき感じたのですが、担当職員には7月に説明会を開いてほしいとの要請があつたみたいです。保育所の保護者会の会長さんから、あつたらしいんです。で、その市政懇談会のとき部長に聞いているかと言つたら、部長も聞いていないんです。もちろん私も聞いていないんです。で、そういう要請があつたということは私も部長も聞いてなかつたんです。だけど実際話しがあつたということは、そのときわかりましたし、そのあと確かめても、担当レベルにはいつてたと。これを考えたときに、なんでこういうことになるんだと。やっぱり職員目線と、市民目線の違いなんですね。職員目線では、たいした報告することも、説明することも、まだないよ、そういう目線で見ているんですね、職員は。ところが、佐藤議員おっしゃるように保護者の人たちは、自分の子どもを預ける、そういうその、そこが今度なくなっちゃって、別な民営の保育所になるということですから、ちょっとでも変化があつたら、先に聞きたいわけです。ですから、4月のときは、

いろんな質問が出て、わかる範囲でこちらも全部すなおに答えました。来年の4月には、その当時ですよ、さくらもなくなりますよということを、まあ論理的な、数字的な論理でお話もさせていただきました。で、その間に説明会がなかったということについては、私は本当に残念だったと思います。これは市民の皆さんに、本当に心からお詫びをしたいと、こういうふうに思います。もう説明責任を役所が果たさないというのは、私はこれでもう終わりにしたいと思います。こういう保育所の問題については、ちょっとした話でも、だから今度話が先に進みますが、市政懇談会が終わったあと、じゃあ、いつでもいいよと。私は自分の予定表を出したんですね。で、みんなに見せて、3人ぐらい来ていた人たちに見せて、私はこの日とこの日とこの日はずっと開いているよと。議会の間なんか、いつでも開いているんだからと、だからいつでもいいから、あんたらのいいときに設定してくれよと、そしたら、あんたらとはなんだと言うんですよ。私たちの、これはちょっと、で、なんかいまの人たちは、きみと言ってくれと言うんですよ。きみらと言ってくれと言うんですよ。私はちょっとそういう感覚はないもんですから、私たちの常識だと、私とあんたですから、1人称と他人ですから、私とあんたで十分通じると思ったんです。あんたらっていうふうに、あんたらのご都合のいいときに、この中から選んでくださいって、実に10日間くらいの日にちを提示したと思います。で、選んでくれと。そしたら、その人たちは、自分らも都合があつから、ここでは答えられないと言うんですよ。で、ほかの人にも相談しなくちゃならないと言うんですよ。私は、いつでもいいといったんですが、ですから、日にちはその日に決まらなかつたんですよ。で、後で決めてくださいよと。そういうことになったんですが、それから、子供たちが犠牲になつてもいいとか、あるいは、何でしたっけ、今、もう一つその前にありましたよね。

[佐藤議員「納税者のことを考えなくてはならない」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

まあ、いろいろ言っていますけれども、やはりこういうふうにね、あんたらのことは聞いてられない、納税者のことを考えなくてはならない、民営化するためには一時的な混乱も仕方がないと、こういう具体的な発言ですから、これは言った言わないになりますから、これ以上はやめます。ただね、やっぱり市政懇談会の席で、市長と話をしたときに、これじゃあ市長にいくら言ったって聞いてくれないということで、もう請願というそういう書面に、行動に、踏み切ったという言い方をしていました。で、その父母の会のメンバーの一人はですね、聞いてくださいよ、子どもたちはお金や物ではないと、子ども達の命の重さをお金では知らないでもらいたい、こういうふうに言っているんですよ。だからロジックでやっちゃだめなんですよ。丁寧にやるというのは、一人一人の子ども達、親も含めてですよ。それをやらないと、ただ数字だけでやって、まだできていないでしょう。着工もしていないじゃないですか。それが、3月末にできますよと言ったって、全然不安じゃないですか。現存してさくら保育所があるんですよ。そこに、いままでちゃんと通園していた子供たち、親、ここがやっぱり信頼おけるという気持ちがあるじゃないですか。だから、新しいところがあったから、はい行けって、そんなことを言っちゃだめなんですよ、市長。それとね、設管条例の問題は、今までたんですよ。私が言ったからですけど。設管条例を廃止する前にね、こんな廃園の話をしちゃだめじゃないですか。ハイエンすぎちゃうんじゃないですか。しゃれちやったんですけど。これは、問題ですよ、逆に。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに、いま佐藤さんがおっしゃるようにですね、子供たちの命、これを経済原則だけでやるということはありえないです、これは。行財政改革というのは、すべてのものに適用されます。いわゆる行財政改革というのは聖域ないというのはそういうことあります。で、民間が命を粗末にするということには、別にならないと思います。立派に霞ヶ浦地区ではやってますし、公設を廃止すると一方にそっくり年度で4月1日からぱたっと入れかえをしている、そういう前例をやっているわけです。ただですね、そういう心配するお子さん方の、子ども達の保護者ですね、心配する子ども達の保護者の方に説明責任を果たせなかつたというのは、まさに、私としても痛恨の極みであります。ですから、さっき言いませんでしたけど、この10日間のうちのいつでもいいよと、その後は、毎月開いていいよと、定期協議……

[佐藤議員「壊れたレコードみたいに何回も……」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

さっきと違います、さっきと違います。定期協議をしましょうという提案もしました。というのは、前でこりているからです。4月からずっとそういう申し入れが開けなかつたという事情があるんで、これはだめだと。もうじやあ、毎月、月初めの水曜日、9月も10月も11月も12月も来年の開くまで、あるいは開いてからも問題があれば、開いた後も毎月定期協議をしましようよまで言いました。私はいまそういうつもりで、説明責任を果たしていきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間があまりないものですから、この問題は大事なんで、ちょっと時間を取りますけれども、この設管条例をね、廃止をするということをやらなければ現存するわけですよ。さくら保育所は、そうでしょう。でこのときですね、9月6日のときに、議会が反対してもですかという質問に市長は何と言ったと思いますか。万が一議会で否決されても、募集もしない、運営もしない、地代は払うと発言した。本当ですか。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それも、かなり創作が入っています。まず募集は公立、私立で両方募集します。というのは、公立もいくつかありますから、公立、私立で併願で全部募集を受けます。で、設管条例は、これは議会の議決事項でありますから、提案は私が提案をして、議会が通らないこともあります、実質的にですよ、公立も民設もあわせて250名も入れないという事態がでたときはという前提を想定してますんで、それは数字的なことをとらえないとそういうことは考えられないんですよ。それを素直に申し上げただけです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

募集もしないとか、そういうことまで言っているんですよ、議会。だって、これは議会で議決しなければだめでしょう。廃止条例が可決していないのに、募集は中止できるか。これ、できないんですよ。わかっているでしょう。地方自治法第2編、普通公共団体第244条、公の施設の設置、管理及び廃止、第244の2というところに、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないというふうになっているわけでしょう。ですから、これをやらないでおいて、廃園だ廃園だというふうに言っちゃだめなんですよ。

だから、ただ数字的なロジックだ、そして、痛みは伴うんだ、改革にはと。そういうやり方は、今の実際にさくら保育所に預けている、保育してもらっている子どもたち、それから保護者、それから今働いている保育士さん、いろんな方が、これがかかわっているんですよ。そこを認識しなきやいけないと言っているんですよ。民営化に反対しているわけじゃないと、ここなんです。ここが理解できていないんじゃないかなと思うんですよ。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん設管条例が基本でありますから、設管の廃止条例が通らないと正式には廃止になりません。しかし、廃止の見通しですよという、いわゆる、まだ形にはなっていませんけれども、それに全く触れないで、12月に設管条例を出して、12月に設管条例が通って、それから廃園ですと言うよりは、やはり見通しを素直に申し上げたほうが私はいいと思うので、そういう方向ですと。

でも、ちゃんと注釈はつけています。これは、議会が反対すればできないことですよと。廃止することはできません。ですから、さくら保育所は残りますし、地代も払わなくちゃなりません。そういうことですよね。それは当たり前の話で、それは当たり前のことを当たり前に言っただけです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議会が反対しても、募集もしないし、運営もしないし、地代は払うと言ったんですよ。そういうふうに私は聞いていますよ。だからそれはもういいです。そこら辺がありますから、設管条例の改廃が決まらない限りは現存するんですよ。当たり前でしょう。そして、募集もしないなんていうのは、これはおかしいということは当たり前でしょう。

そしてまた、わかっているでしょう、244条の4というのは、ここに、いや、だから、実際には設管条例で改廃を決めない限りはまずいんですよ。12月じゃ、11月に募集をするという状況になっているときに、12月に判断というのはまたおかしいんですよ。逆に、条例が可決していないのに募集を中止するとかそういうことになったら、これは不服申し立てができるわけですよ。審査請求もできる。それを確認してください、じゃ。そういうことは言っていないと。あくまでも設管条例の改廃で決まるんだと。それはきっと守るというふうに言ってください。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは当たり前のことで、募集は、11月に募集します。最終的に、いわゆる入所の認可というか、入所してよろしいという、入所することを認めるということはその後に出るわけですが、募集は、公立保育所はいっぱいありますし、さくらもその時点では対象には理論的には入っているわけですから、設管条例が廃止されなきや。ただ、見通しについて言うことのほうが、やっぱり私は説明責任としては親切ではないかというふうに考えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

親切があだになったかどうかわかりませんが、余りにも先行し過ぎるということだと思います。いずれにしても、今言ったように、募集もしないとかそういうことは言っていないと、設管条例がきっと決まらない限りは、通常どおり進めていくということで確認してよろしいですか、じや。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

募集は、もちろんその時点で現存する保育所を全部対象にしています。最終的には、設管条例を廃止した後に決まることあります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、プラチナタウンなんですけれども、市長は、プラチナタウンのプラチナは、ゴールドよりも高いと、貴重だというようなことをおっしゃっていましたけれども、シルバーじゃなくてプラチナと名づけたのは、金より上質で品格を感じさせます。輝きを失わない明るいイメージがあるからというふうに、この三菱総研と厚労省が一体となって推進している構想で、プラチナ社会構想というのがあるんですね。いずれにしても、こういう中身は、やっぱり従来のシルバー産業、建設業の誘致事業のように私はとらえてはいるんですよ。

市長は、市内外から研究会を集めてやっているよと。今、おおつ野に共同病院ができると、その隣接するかすみがうらの地に、工業団地並みのシルバー団地、そういうものをつくって、そこをタウンにしようというようなイメージだったような気がしますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

プラチナタウンのイメージでありますが、まさにかすみがうら市そのものが、このプラチナタウンのイメージに合っているんではないかと私は思うわけであります。この東京からの距離、それから自然条件、さらに、それに拍車をかけたのが、土浦協同病院のおおつ野ヒルズへの移転と、こういったことが相まって、いわゆるかすみがうら市のプラチナ性はさらに一段と向上したと。そういう中で、かすみがうら全域、もちろん対象ではあります。

いずれにしても、こういう需要が東京にあるということでありまして、しかも、介護福祉産業というのは、今、新産業と言われております。自然エネルギー産業と同じように、新産業であると。これは、今後成長していく新産業であると。こういったものを市の振興策として積極的に活用していくというのは、私の目指すところでありますし、理解を深めていきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

確かに、大都市で介護施設がなかなか厳しいという環境にあることは、周知の事実だと思うんですよ。ただ、やっぱり県内各地で老人施設の誘致なんかが進められていると思いますけれども、実際に入所できるのは、都市から来る人たちは、所得の高い人たちが中心になるというのが現実なんじやないかなと思うんです。

私は、シルバー産業として民間事業者が行うのは自由だけれども、市の仕事だとは、私は思わないんです。もしやるとするならば、やはり今のそのだれもが安心して暮らせる老後の体制、このかすみがうら市の、これをやる必要があると。介護保険料だとか利用料の軽減だとか、介護職員の待遇の改善とか、安価に入所できる特養施設の建設などというのが必要だというふうに私は思うんです。

市長ご存じだと思いますが、茨城新聞に8月28日に載っていますけれども、地方受け入れに慎重にという、この記事ご存じですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も見せていただきました。ただ、その見出しが「慎重に」ということであります、それはまさに、厚労省がいわゆる新しいほうに、新政策に踏み出した第一歩だと私は思っています。というのは、従来、厚労省というのは地域密着型。もちろん、佐藤議員がさっきおっしゃるように、私も、かすみがうら市のお年寄りの介護政策については、これは抜かりなくやるのは大前提で当たり前の話でありますから、それはやった上でプラチナタウンということであります。

そのプラチナタウンの、今、厚労省の話なんですが、地域密着的な発想というのは、今の介護保険制度の仕組みです。一昨年の10月に国交省が手を出してきたのが、いわゆるサービス付き高齢者住宅というやつなんですが、これが、住所地特例がきかなかったわけですね、最初。それで、地方がびっくりしちゃって、そんなものができたら大変だということで、反対したわけです。これは国交省と厚労省ですぐ話し合いをして、いわゆる利用権設定型の契約をすれば、住所地特例制度を適用させるということになったんです。

ところが、今、その新聞記事になったものは、利用権設定じゃなくて、いわゆるサービス付き高齢者住宅そのものの入居契約も住所地特例の対象にするよという、今までのいわゆる地域密着の考え方から一步踏み出したものなんですね、完全に。ですから、地域密着とはもう相反する、どこへ行っても大丈夫ですよという、どこへ行っても介護保険制度は、いわゆるそのお年寄りが出身した、出身というか、要するに、東京から来たら東京で出せよということをしないと、もう都市部の高齢者は行き場がなくなるということを厚労省が認識して、その第一歩をサ高住からさらに特養にまで検討するようにということで言い出したものだと思います。

だからその見出しが、慎重に前向きに進もうという意味なんですね、それは。慎重にというのは、慎重になって、引くというんじやなくて、慎重に前向きに進みましょうよという記事なんです。ですから私は、その記事に注目して、これはもう厚労省の考えが第一歩変わったぞと、こうみんなに吹聴したんです。従来はこの考えは、公式見解は厚労省では出てこなかつたです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

もうプラチナタウンのほうじやなくて、今度は向原の土地区画整理のほうに移りたいと思います。

当初から、組合員であったその地権者の仮換地販売、これを自肅させて、保留地販売を優先していれば、こういう事態にはならなかつたのではないかというふうに思うんです。ちょっと向原の区画整理事業云々かんぬんについては、もう省略します。時間がありませんから。

（パネル使用）

実は、これは保留地の販売状況なんですよ。平成16年度から25年度に12区画、かなりの安い、これは、左側は坪単価です。右側は平米ですから、かなりの坪単価で下がっているという状況ですね、これ。これを見ればわかると思うんです。

例えば仮換地と、それから保留地。仮換地を売らなければどうだったのかなというふうに私は

思ったんです。そうしましたら、実を言いますと、この図なんです。これは、下は保留地の面積なんです。この紫っぽいのは、仮換地を売った、移動させたものなんです。この折れ線は、この累積です。累積した数字。ですから、この累積した数字を見ると明らかなんですかけれども、保留地の全面積は何平米ですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

保留地の総面積につきましては、1万3562.57平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、仮換地と保留地の面積、累積して実際に1万3500を超えたのは、平成21年度なんです。仮換地を売らせないで、きちんと保留地を優先させる、こういうやり方をとれば、早目にこの事業は終わっていたんですよ。保留地がこの工事の原資だというの、組合員はわかってますよね。もちろんですね。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

はい、それはわかつております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この中で、かなりの面積で売っているこのところがありますね。これは調べるところによると、今、理事長をやっている人なんじゃないかなというふうに思うんです。つまり、保留地を売るということ自体は、優先しなきやいけない。仮換地を売ってはだめなんですよ。こういうことなんですけれども、つまり、二束三文だった宅地が、これが区画整理事業で売れるようになったわけですよ。

ちょっと私、質問しますけれども、仮換地販売と物納について、平成18年の第2回定例会で質問していますが、これに対して当局はどういうふうに答えていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

答弁でございますが、仮換地の販売と物納についての組合としての見解と当局の見解につきましては、保留地と仮換地の販売上の問題点についてのことですが、物納については、相続の発生によるものであると理解しております。この物納については、個人の資産によるものと思いますが、相当な税負担が生じることにおいて、やむを得ず物納を行ったと聞いておりますと答弁しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やむを得ず、やむを得ずやっちゃったですね、そういうふうに。ところが、当時、この仮換地は、販売をしている。坪当たり11万5000円で販売していたんですよ、公告で。それと、物納した、この関東財務局の入札で落札されたんですけれども、最低売却価格は坪当たり7万2000円なんですね。こういうふうにして、どんどん価格は下がっているんです。それにもかかわらず残っちゃうというのは、ここに問題があったんです。

それで、私、聞きます。平成18年4月定例会に、この仮換地の販売について自粛するような通達なるものが出ていたけれども、どうだというふうに言っていますが、これについて答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平成18年6月28日付でございますが、国土交通省より、組合施行による土地区画整理事業及び市街地再開発事業の経営健全化に向けた方策についての技術的助言が示されております。この助言の内容を見ますと、大題として、組合経営の健全を図るため、組合員みずからの自助努力により各種方策を機動的に導入するのが必須であるとしております。他に各種助言はありますが、これらを解釈いたしますと、みずから健全化を図るために、ご指摘のとおり、保留地を優先して販売することが基本的な事項ではないかと解釈しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうふうに国交省のほうの通達が出ているんですよ。北海道の北広島についての例を私は挙げたんです。ここでも仮換地の売り抜けが組合の破綻に通じちゃったんですよ。拍車をかけた。逆に、仮換地を買って組合員になった方が、今度は賦課金なるものが課せられるという問題が起きちゃって、これはおかしいということで、売った側の責任だということで、総会で議決して、売り主側に掛金を課すということまで起きているんです。

私、許せないのは、この組合だった人が、売り抜けちゃった組合員がいるでしょう。何人いますか。実質14人でしたけれども。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

2名いたということで記憶しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この2名は何平米売っていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本惠美君。

○土木部長（山本惠美君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憇 午後 5時30分

再 開 午後 5時33分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本惠美君。

○土木部長（山本惠美君）

失礼しました。

2864平米になりまして、保留地全面積から比較しますと21%となります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

保留地の全体の面積からいって21%も売り払っちゃって、そして、自分は組合員でなくなっちゃうんですよ。そうすると賦課金も取られませんね。清算金も当然取られません。こういうことがあっていいんですか。これが問われているんです。皆さん常識があると思いますので、ひどい実態だと。

私は、宅建協会によれば、この場所は袋小路だというふうになっています。それで、これを共同してつくりましたね。黄色っぽいやつは保留地なんです。紫っぽいのが仮換地なんです。色もつけてありますが、これはうちが建っているところ。あとはアパート。これは具体的に話すると面倒くさいですから、簡単に言うと、こういうふうにもう袋小路になっているということを言いたいんです。皆さんわからないから。これ見ると袋小路なんですよ。抜けるところないでしょう。特にこれがひどいのは、もう複雑でわかりにくいと。よく事故が起きる。こんなこともしょっちゅう起きているんですよ。

これで、健全なまちづくりというか、健全な市街地だと言えますか。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本惠美君。

○土木部長（山本惠美君）

佐藤議員さんがおっしゃるとおり、袋小路ということでは、大塚団地から来ますと、やはり対面交通ができないと、そういう実態もございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

健全な市街地というのは、土地区画整理法の目的なんですよ。これ、いわば、道路がしっかり

入った、整然とした街区の市街地をいうんです。ですから、公共性があるのかと疑われているんですよ。それを、こればっかり言うんですよ。私が何回も質問しても、健全な市街地だ、健全な市街地だと。みんなが知らないからですよ。こうやって見ると、全然健全じゃないですよね。

私、質問をしているんですけども、これ、平成21年4回の定例議会で、この宅地造成によって近隣の住宅地では、交通渋滞や事故、迷惑をかけているのが実態だと、どうするんだというふうに質問していますが、どう答えていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

当時の土木部長の答弁でございますが、隣接する道路の混雑、渋滞及び交通安全対策につきましては、地域全体を考え、周辺道路の整備、それから改良等により、向原土地区画整理事業地内の価値向上や、道路の混雑、渋滞が緩和され、周辺住民の利便性の向上につながりますので、土木部内で検討協議をしていきたいと考えております。交通安全対策につきましても、交通安全担当課と協議をし、交通事故防止に努めてまいりますという答弁でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで、具体策はつくりましたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

現在のところ、1点は、市長からのお話もあるかと思いますが、成城台公園内の道路を抜けるということで、今、課題として検討しているものでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

損失補償について、1つだけ聞きます。これは、正式な銀行との損失補償契約を締結していますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

損失負担行為等につきましては……

[佐藤議員「損失補償契約」と呼ぶ]

○土木部長（山本恵美君）

損失補償契約につきましては、特に契約書や覚書等にはございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

債務負担行為の問題がありますが、私は、保留地が売れなかつた場合の担保だという質問に、
当時の都市整備課長はどのように答えていましたか。平成15年第4回定例会。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

当時の都市計画課長でございますが、債務保証することにより、金融機関の金融審査の環境が
厳しいため、正常な債権として位置づけすることが保障され、かつ、融資を容易にするものであ
り、組合運営の円滑化を図るもので、予算を投入するものでないと答弁しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

予算を投入するものじゃないというふうに言っていましたね。ということは、当時の担当課長
は、議会をだましたことになるんじゃないですか。どうですか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは最終的には、議会の同意がなければ損失補償等はできないわけでありまして、そういう
意味では、結果的に損失補償の話が話題になっているということであります、大変遺憾なこと
であると思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと30秒だったので、水道だけ、私、質問するのを、これ質問しないとデータが出ないので、
これだけ。

八ヶ場ダムと霞ヶ浦導水事業の水開発の関係で、平成20の決算、決算ベースの給水原価は幾ら
か。県企業局は、現在、施設能力、組合7万8000トン見合いでの暫定水量、これは原価は幾らか。
当時の出島村の……

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす9月12日定刻から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時41分